

平成21年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成21年3月9日(月曜日)
午前10時00分 開議

農政部長 林 信孝 君
都市整備部長 山口隆慶 君
消防長 佐藤賢治 君
総務部総務課長 小橋一夫 君
総務部総務課総務係長 村上孝徳 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 白戸仁康 君
教育長 板東知文 君
教育部長 前田敏和 君

◎出席議員(16名)

議長 林 国夫 君
副議長 内馬場 克康 君
1番 吉岡 文子 君
2番 森川 明 君
3番 五十嵐 聡 君
4番 高田 正則 君
5番 高橋 幹夫 君
6番 阿部 義一 君
7番 長谷川 吉春 君
8番 米田 良克 君
9番 白木 優志 君
10番 小関 勝教 君
11番 土井 敏興 君
12番 本郷 幸治 君
13番 紫藤 政則 君
15番 谷村 孝一 君

選挙管理委員会委員長 後藤泰彦 君
事務局長 大道良裕 君

農業委員会会長 佐藤博道 君
農業委員会事務局長 林 忠男 君

監査委員 扇谷 均 君
監査事務局長 嵯峨和樹 君

◎欠席説明員

市立美唄病院事務局長 奥山隆司 君

◎事務局職員出席者

事務局長 藤井英昭 君
次 長 中平匡司 君

午前10時00分 開議

◎出席説明員

市長 桜井道夫 君
副市長 斎藤正紀 君
総務部長 安田昌彰 君
市民部長 岩本良一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中川直紀 君
商工交流部長 岡嶋博文 君

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 五十嵐聡議員

4番 高田正則議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員（登壇） 平成21年第1回定例会に当たり大綱3点について市長並びに教育長に質問をいたします。

大綱1点目は、環境行政についてであります。同僚議員から同趣旨の質問がありましたが、視点が違いますので質問をします。

昨年も最終処分場に関して、種々質問を行ってまいりました。処分場建設時における埋め立て計画では、平成19年から33年の期間、約15年間とされております。埋め立て総量につきましては10万5,000立米とし、平成19年から23年までの5カ年は、6万8,000立米、年間約1万6,000立米と計画をされ、さらに、平成24年から10カ年で3万7,000立米、年間約3,700立米とされています。当初5年間は生ごみ等可燃ごみを含めた計画。平成24年からは可燃ごみは別処理すると計画されています。そこでお聞きをいたします。

1つ目は、昨年もこの協議会等について質問をしたところでもありますが、その後この1年間南空知地域ごみ処理広域化検討協議会での議論経過について内容等について御質問をしたいと思います。

2つ目は、19年供用開始以降約2年間の総排出量とその当初計画対比はどうなっているのか。また、可燃、不燃、資源ごみの分類

別対比はどうなっているのか。あわせて事業系ごみ排出量はどうかお聞きをします。

3つ目は、ごみ有料化に伴い、従来より減量化が図られることを目標としていましたが、減量化対策をどのように講じられたのか。また、ごみ減量化に向け生ごみのコンポスト化は、市内全体でどの程度進められているのか、具体的な事例があれば、その内容もあわせてお聞きをします。

4つ目は、全国各地で生ごみの堆肥化を図るべく努力をされている自治体があります。これらの調査、研究に取り組んでいるのか、このこともお聞きをいたします。

大綱2点目は、農業行政についてであります。国は、国内食料自給率向上を図っていくべく、平成21年度予算に農水省において非食糧米、俗に言う餌米ですけれども、この餌米や、米粉用の作付面積に対しこれらを転作面積に取り入れ、10アール当たり5万5,000円の助成を予定されています。美唄市も平成10年から米粉に関して道内では先んじて取り組みを行ってきております。

また、種々の活動も展開をしていますが、いまだその方向性が見えません。一方では米価等の下落により、農業所得は年々減少傾向にある中、国の新たな施策、農地改革プランも打ち出されたこの時期、市としてしっかりした農業対策が求められていると思います。そこで、本年度より実施されるこれらの事業内容について、また、美唄市における、事業の取り組み経過があるのか、お聞きをします。一方、今後米粉はもとより、小麦、大豆等付加価値をつけた商品開発、研究を進めると共

に、需要拡大や販路開拓にも取り組んでいくことが、急務だと考えていますが、このためにも、農産物加工処理施設の早期取り組みは不可欠と考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、大綱3点目は、教育行政についてであります。

1つ目は、教育行政執行方針の中でこれまで培った地域の教育資源を生かした特色ある教育を推進すると共に、自ら学ぶ力を育み、主体的にまちづくりに参加をするなど、社会全体が連携をして教育に取り組むことが求められると、こう言われました。

そこで、自ら学ぶ力を育むとは、どのようなことを教育に取り入れられるのか、具体的な取り組みがあるのか、お聞きをします。

2つ目に、公立高等学校配置計画に伴い、平成23年度に市内の両校が再編統合されるに当たり、美唄高校問題対策協議会で検討され、昨年6月19日、7月29日、8月18日そして9月20日と計4回議員協議会に経過また説明の報告がありました。平成23年度実施に向け、検討また対応等の期間も限られた時期を迎えているのではないかとと思ひますが、再編統合に向けた具体的動きがあるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上この場からの質問を終ります。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 小関議員の質問にお答えします。

初めに、ごみ最終処分場について。南空知地域ごみ処理広域化検討協議会の検討内容についてであります。これまで、生ごみを含む可燃ごみについて、平成24年度から広域

処理を行うこととして施設の設置場所の選定及びそれに伴う収集運搬や分別の方法など、さまざまな検討を行ってまいりました。しかしながら、各自治体のごみ処理方式の相違や、広域処理の条件が大きく変化してきたことなどから、広域処理のスケールメリットを十分に生かすことが極めて難しい状況にあると判断し、幹事会において、焼却施設の建設を断念したところであります。本市といたしましては、このことを踏まえ、今後新たな広域処理の可能性など焼却にかわる処理方式の協議を進めるとともに、本市独自の自己処理方式についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、有料化後の減量化施策についてであります。ごみの減量化とリサイクルの推進を図るためには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠なものと考えております。このため、平成20年度には広報紙による特集記事「どうなっているの家庭ごみ」及びごみ分別辞典を各家庭に配布するなど、ごみの減量化のPRに努めてきたところであります。また生ごみの処理の対策として、平成3年度から平成12年度まで合計2,005個の生ごみ堆肥化容器の購入を助成するなど、家庭での堆肥化に向けた取り組みを進めてきたところでございます。市といたしましては今後も広報紙や出前ミニ講座などを活用し、生ごみの堆肥化のPRなどについて普及啓発に努め、ごみ減量化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化の調査研究についてであります。道内では38の市町村が施設を整備し、堆肥として利活用していると承知し

ておりますが、生ごみを分別し、資源化するための収集運搬や中間処理施設建設コストの面などにおいて課題があると考えております。

また、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向け、生ごみの堆肥化に取り組む自治体が多くなってきており、こうした中で、北九州市などが取り組む大豆を発行させるテンペ菌を使った魔法のバケツと言われている容器で手軽に堆肥化する事例は参考になる取り組みであると考えており、こうした事例を含めさらに調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、水田の生産調整に伴う農水省新規事業内容についてであります。この事業は食料自給率向上に向け、大豆、麦、飼料作物、米粉、飼料用米等の需要に応じた生産拡大を支援する事業であります。対策期間は平成21年度から23年度までの3年間となっており、各農協の地域水田農業推進協議会が事業実施主体となり、生産調整実施者に交付されるもので、助成単価については米粉などの新規需要米で10アール当たり5万5,000円、麦、大豆、飼料作物については、10アール当たり3万5,000円が交付されます。

また、この助成金は生産調整実施者が転作面積を拡大した部分が対象となり、さらに播種前契約などが要件となっております。この事業は、食料自給率向上から打ち出されたものであります。助成要件等の検討を踏まえ、今後販路の確保も含め、市としてはその活用について農業団体等と協議してまいりたいと考えております。

次に、農産物加工処理施設についてであり

ますが、米、麦等をパンや麺などに加工し、付加価値を高めることは農家所得の向上や本市の農業振興上からも重要と考えており、これまでも市内事業者や関係団体等と連携を図りながら、美唄産米粉や小麦粉を使った商品の開発、試食会の実施、米粉のパンや麺の学校給食への導入のほか、開発された商品を市内外のイベントでのPR販売や、ポータルサイトPIPAでのネット販売等の支援に取り組んできたところです。加工施設については、消費者ニーズや販路、コスト等さまざまな課題がある事から、今後さらに調査検討してまいりたいと考えております。

なお、最終処分場のごみ埋め立て量などにつきましては、市民部長から答弁させていただきます。

●議長林 国夫君 市民部長。

●市民部長岩本良一君 最終処分場のごみの埋め立て量などについて、私から答弁させていただきます。

最終処分場のごみの埋め立て量などについてであります。平成19年度は可燃ごみが5,620立方メートル、不燃ごみが4,875立方メートル、合わせて1万0,495立方メートルの埋め立て処分を行っております。平成20年度は本年2月末現在可燃ごみが3,884立方メートル、不燃ごみが2,077立方メートル、合わせて5,961立方メートルの埋め立て処分を行っております。この結果、供用開始から本年2月末日現在までの総埋め立て量は、1万6,456立方メートルとなっており、計画時における当初2カ年の埋め立て量2万4,351立方メートルに対し、約67%の埋め立てとなっております。

ます。これを計画時における平成33年度までの総埋め立て量約10万5,000立方メートルに占める割合で申し上げますと、約16%となっております。

また、平成19年度の事業系ごみの排出量につきましては、全体の処理量の約2割程度で、3,200トンと推計しております。

なお、資源ごみの排出量につきましては、最終処分場に埋め立ててはおりませんが、平成20年度で申し上げますと、2月末現在プラスチック369.82トン、段ボール400.30トンの他、空き瓶、空き缶など合わせて1,385.29トンとなっております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 小関議員のご質問にお答えいたします。

自ら学ぶ力の具体的な取り組みについてありますが、厳しい環境のもとで地域社会の未来を切り開いていくためには、地域に生きる大人達がこれまで培ってきた知識や経験など生きる力をしっかりと、次代を担う子供たちに伝えていくことが、ますます重要となっております。

このため、地域の自然、歴史、生活文化など私たちの暮らしそのものを教育資源としてとらえ、最大限生かしながら、子どもたちと共に地域住民自ら地域に根差し、暮らしから学ぶという地域の教育力を高めていくことを目指し、今年度新たにグリーンルネサンス推進事業に取り組むこととしております。この事業は小学校における農業科設置に向けた調査検討を行う、小学校農業科設置調査検討事業と、自然環境を生かした体験学習として宮島沼水環境調査学習事業に取り組むこととし

ております。事業の主な内容を申し上げますと、初めに、小学校農業科設置調査検討事業につきましては、本市の基幹産業である農業の持つ教育的価値に着目し、小学校における農業科の設置に向けた、調査検討を進め、平成22年度以降において小学校の教育課程の中に一定時間農業体験活動を当てる時間を確保し、土づくりから種まき、生育、収穫、加工、調理、食に至る一連の流れを体系的に学習する仕組みづくりを行なうこととしております。仕組みづくりに当たりましては、地域の農業者や関係する団体等による小学校農業科設置検討委員会を設置し、研修会やシンポジウムなどの事業を行うほか、モデル校の指定や事業を支援する農業支援員の委嘱、副読本作成について検討する編集委員会を設置すると共に先進地における具体的な取り組みを調査する機会も確保してまいりたいと考えております。このことにより、子どもにとっては学ぶ意欲や主体性が高まり、地域の農業に誇りを持つこと、学校にとっては地域との連携が深まり、地域に開かれた学校となること、農業者にとっては農業の理解者や支援者が育成されること、地域にとっては学校を中心とする地域コミュニティの力が強まることにつながるものと考えております。

次に、宮島沼水環境調査学習事業につきましては、宮島沼水鳥・湿地センターを中心として、宮島沼の湿地における植物の生態の観察を季節を通じて調査することにより、自然の神秘さや多様性、人と自然とのかかわり、生命の大切さなどを体験的に学習しようとするものでございます。教育委員会といたしましては、この事業に取り組むことにより、子供

たちの豊かな心、社会性、主体性などを培うことで、生きる力の育成を目指すとともに地域の大人たちが積極的にかかわりを持つことにより、地域社会全体が連携して教育に取り組む体制づくりが、進められるものと考えており、生涯学習の推進にもつながるものと考えているところであります。

次に、公立高等学校配置計画の取り組み経過についてであります。昨年の9月30日以降の経過等につきましては、昨年11月に新たな高校づくりに向けて、児童生徒や保護者などの意見要望を把握するため、高校関係者を始め、中学校の校長や、小中学校のPTAを構成員とする新設高校検討懇話会を設置し、アンケート調査を実施すると共に、この結果を踏まえ、美唄市民が望む高校像について期待される高校像、地域に開かれた学校、充実した指導体制の3点にまとめました。これらの内容につきましては、広く市民の皆さんに周知すると共に、美唄高校と美唄工業高校の教職員で組織される統合準備会へ要望してまいります。両校の統合に当たりましては、今後とも高校問題等対策協議会を中心に北海道教育委員会をはじめ関係機関との連携を図り、新たな高校づくりが円滑に進められるよう努めてまいります。

●議長林 国夫君 10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員 それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。自席から何点か質問をさせていただきたいと思っております。

1つはごみ問題ですけれども、先ほど計画対比における分類別の排出量についてお答えをいただきました。当初計画では埋め立て供用期間15カ年で、先ほども言いましたが、埋

め立て量が10万5,000立米で供用開始をし、まだ2年ほどですが、既に1万6,000立米の量になっております。計画量対比では搬入量は下回ってはいるものの、平成24年度から不燃ごみで実際にこのことができるのか。

また、現状どおりでこの排出量のままでいくと、実際にこの15年この処分場はもたないのではないかと、こんな心配も実はしているところでございます。昨年の3月での一般質問の答えでも費用対効果の視点からも自己処理方法を検討するということでした。

また、今回の答弁につきましても、自己処理方法等を検討するという事で、この1年間でどのような方法が見出せたのか。ちょっとこの1年間の、その協議会の検討内容が進んでいないような気がするのと、あわせて美唄市が取り組んでいかなければならない、その方向性がちょっと見えていないなど、こんな気もしますので、改めてこのことについてお聞きをしたいと思います。

2つ目に分類別ごみの問題ですけれども、各家庭からそれぞれ、コピー用紙等紙類の排出が多く目立つようになっております。私たちの町内会でも年2回、春と秋に新聞、古雑誌、段ボール、ビン等の改修を行って、町内会の活動の一部としているわけです。

しかし、コピー用紙等の引き取りがされない為にどうしても燃えるごみで出さざるを得ない。実際にこれらのコピー用紙等についても資源ごみとして活用することが大切でないかなど、このように思っています。

今後、家庭において可燃ごみの中でも分類すべき、こういう質問もいたしましたが、昨

年の委員会での答弁には分類による収集に経費がかかると、このように担当の方で答えられました。その費用と最終処分場との延命、そして資源ごみの売却代金と恐らくそれぞれも収支計算をして、そういうふうにお答えになったんだなと思っておりますけれども、このことについては、どういう試算を立てたのかわかりません。このことについては今ここで改めて内容等をお聞きする気はありませんけれども、そこで、ひとつお聞きをしたいのは、庁舎内でこのような使用済みのコピー用紙、これらの処分を、また処理をどのようにされているのか。

また、関係書類等、保存期間が切れた庁舎内での資料等が多く出ているのではないかなと思いますけれども、これらの保存期間を超えたものについて、年間どれぐらいの量が出されていて、どのような処理をされているのか、お聞きをしたいと思います。

3つ目に農産物加工処理関係ですけれども、米粉に関しては取り組みを行って、もう既に10年以上経過しています。岩見沢では3年ほど前に米粉に取り組み試験機等を導入し、そして今岩見沢市と農協が米粉事業推進協議会を立ち上げました。2月20日に岩見沢のサンプラザで岩見沢業者のみならず美唄や滝川、深川のそれぞれのお菓子メーカーの方々12社がケーキやシフォンケーキ等、それらの試食会を行っています。これらについても今後さらに商品開発、販路拡大に向けた協議会は米粉製品のブランド化を目指すということで、空知管内の業者の方々を1体として米粉をPRできる組織を設立することを検討していると、今言われています。最近ではマス

コミ、テレビ等、米粉に関する番組が数多く取り上げられています。実際に現在、米つぶの消費は減少傾向にありますけれども、米粉にする事で、いろんなジャンルで消費等が期待をされているのもまた事実です。これらの期待に応える為に、今回農水省も米粉用生産に助成を図るというふうに取り組んできたのではないかなと思っております。美唄市の場合は取り組みは早いけれども、その後の対応は全て後手後手に回っている気がしてなりません。基幹産業は農業だと言いつつもこれらの農政対策が全く見えていないと、言わざるを得ない状況です。

全道180市町村で農産物の加工所処理施設を有していないのは、本市美唄市1行政だけです。既に食の駅構想を打ち出してもう5年を迎えています。全体構想を1度に全て行うということではなくて、農産物も、農産物の高付加価値を高める為にも、少なくとも1次、2次加工対策を早急に進めて、農業所得の確保につなげなければならないのではないかと。ひいては市の財政の底上げにもつながると思います。

先般の、第2回臨時議会補正予算に農産物高付加価値推進事業、こういう中で米粉や小麦の加工開発、普及啓蒙活動に予算が組まれています。これはこれとしても、加工開発や普及啓蒙をするためにも、加工処理施設が大変必要な要素になると思います。このことに対しての市長の見解をお聞きをしたいというふうに思います。

また、先ほど教育長の方で御答弁をいただきましたが、美唄市は、当然基幹産業は農業だと再三言われております。今回のグリーン

ルネサンス推進事業、これは小学生に地域の農業に関心を持ってもらったり、また、理解を深めるためにも大切な学習だなというふうに思っております。22年意向の実施に向けて、それぞれ努力をしていただきたいなど、このことについてはお願いをしておきたいというふうに思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 小関議員のご質問に順次お答えします。

初めに、本市のごみ処理方式の検討状況についてであります。生ごみを含む可燃ごみの処理につきましては、広域処理を基本としておりますが、当初の計画で予定している平成24年度からの実施は難しい状況にあります。このようなことから、これまでの広域処理の検討に加え、委託処理について検討した結果、処理料金の変動に伴うリスクが大きいことや、可燃ごみと生ごみを分別することにより、回収経費が増加するなどの課題があると考えております。

また、白老町で進めている生ごみを含む可燃ごみを、高温の水蒸気と高圧処理により固形燃料化する処理システムについて、施設建設にかかわるイニシャルコスト、ランニングコスト、処理後の生成物の活用先の確保などについて検討を進めてきたところであります。今後新たな広域処理の可能性など焼却に変わる処理方式の協議を進めると共に、本市独自の自己処理方式についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、古紙類のリサイクルについてですが、紙類については、再生可能な資源の1つですが、現状の収集体制の中で分

別回収することは、新たな経費が見込まれることから、集団資源回収やリサイクルへの取り組みについて周知を図るとともに、市民の協力をいただきながら、減量化に努めてまいりたいと考えております。

また、庁舎内で不用となる紙類の量については、古新聞、古雑誌、保存年限を越えて廃棄される書類等も含めると、おおむね年間11.2トンで市内の古物商に引き渡しており、最終処分場に搬入はしておりません。

次に、農産物加工施設についてですが、本市におきましては、これまで農業者や市内事業者などとの連携により、米粉を活用したパンやお菓子などの商品化や、地元産の麦、大豆を活用した商品の開発などの取り組みが進められております。今後とも、碎米や規格外も含めた地元農産物を使った加工品の開発、販売促進により農業者の所得向上と商工業の振興、さらには地域の活性化につなげていくことが重要であると認識しております。こうした取り組みを進める上で加工施設の整備は必要と認識しており、今後、食のフリーマーケットや付加価値の高い農産物や特産品の開発など、食にこだわったまちづくりを推進する中で、施設の運営方法や販売先、消費者ニーズなどについて検討してまいりたいと考えてございます。

●議長林 国夫君 10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員 今、ごみの最終処分場の関係で答弁いただいたんですけども、広域処理、これが当初計画で予定していた24年度からの実施は難しいという、今お答えがありました。特に、この施設につきましては、総事業費23億強の費用を要しているわけで

す。確かに計画では15年間の供用期間といえども、これはやっぱり1年でも2年でもやっぱり長く使っていくよう、こういう努力も私は大切でないかと、このように思っております。本年から、特に財政健全化に向けたスタートの年にもなるわけです。市民の皆さんにもそれぞれ応分の負担を強いているという事で、今後さらに職員に対してもこのごみ施設処分場のみならず、それぞれ市が有している各施設等の費用対効果、この費用対効果の成果がしっかりと上がるように取り組んでいくべきだと思いますし、それらが、今後の財政の中に寄与する部分が大いではないかなと、こんな気もしているわけです。いずれにいたしましても、24年からのその実施が難しい状況というのは、極めてこの15年間でのごみ処理の処分場自体が崩壊を招く恐れもありますので、早い時期にやっぱりきちっと対策を打つよう、努力をしていただきたい。このように思っておりますけれども、このことについて、もし市長の見解があれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 小関議員の質問にお答えします。

多額の費用をかけた最終処分場の延命策ということで、これはもう私ども1年でも長く利用できるですね、今後ごみの減量化に積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

それから、その他の公共施設の全体の管理につきましても、言われるように費用対効果に配慮しながら、適正な施設の管理に今後努

めてまいりたいと、このように考えてございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員（登壇） 平成21年第1回定例会に当たり、大綱4点につきまして市長に質問をいたします。

大綱1点目、地域経済についてお伺いいたします。

その1点目は、商工業の現状についてであります。景気の悪化が進む中、年度末から春先にかけて、商工業者にとっては大変厳しい時期かと懸念されるところであります。市内の多くの業種において売上高が減少し、特に建設業においては、完成工事高の激減が予想され、また、除排雪をしている事業者にとりましても降雪が少ない事から、大変厳しい状況にあるかと思われまます。市内の商工業者及び建設業の現状についてどのように認識していらっしゃるのか、お伺いいたします。

2点目は、プレミアム付き商品券についてであります。プレミアム付き商品券の発行経費支援事業につきましては、地域経済に大きな効果をもたらすものと期待しているところであります。この商品券の発行時期を定額給付金の支給時期に合わせるようお聞きしているところでありますが、プレミアム付き商品券の発行事業の最も大きな目的は、市以外に流出する消費、購買を市内に引き戻すことにあると考えます。消費、購買が大きく流出する時期は、年度末から年度初め、3月から4月の入学シーズン前後とお聞きしております。商業者にとりましても、消費者にとりましても、商戦がスタートしようとしている今この

ときがこの事業を行う効果が最も大きい時期と考えます。1日も早く速やかな発売開始が最善と考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目は、交流人口増加策についてであります。日本の自治体の多くは、少子高齢化、過疎化が進み、地域社会の担い手の減少、産業基盤の崩壊などに悩んでおり、地域経済の発展に苦慮していると認識しております。地域社会を支える礎は人であり、人口の流出を食い止め、市外より定住者を呼び込むためには、魅力あるまちづくりを訴える材料が必要であり、安心して暮らしていくための生活基盤の構築も必要と考えます。地域活性化を図る方策の1つとして観光客の誘致が挙げられます。現在本市には、宮島沼やアルテピアッツァ美唄、ゆ〜りん館といった地域資源を生かした観光資源がありますが、北海道や全国レベルではまだまだ知名度が低く、訪れる人口も少なく、さらなる工夫が必要と考えます。人口約2万5,000人の長崎県松浦市では、民泊で修学旅行生を受け入れる松浦体験型旅行協議会を設置し、農林体験や味覚体験、自然、歴史体験など、90種類にも及ぶ体験プログラムを構築し、年間約1万5,000人の修学旅行生を受け入れていると伺っております。本市におきましても、そらちDEい〜ねを中心に、美唄グリーン・ツーリズムの会員が春と秋に修学旅行生を受け入れ、農業体験を実施していることは承知しておりますが、近年の受け入れ人数や参加農家数などといった現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、関係する団体や受け入れ先の負担などといった課題や問題などがどのように認識

されているのか、お伺いいたします。交流人口を増加させる施策は地域全体で検討することであり、さらなる充実が必要と考えることから、市としての関わり方も一層重要になってくると考えますが、どのような考え方や対応策をお持ちなのか、お伺いいたします。

4点目は、自衛隊と専修大学北海道短期大学等についてであります。陸上自衛隊美唄駐屯地は昭和53年に開設されて依頼、地域や経済の安全に対する貢献や効果は、非常に大きなものがあると思います。

また、専修大学北海道短期大学につきましても、大学があることにより経済やまちづくりなどのさまざまな貢献をいただいているところでもあります。

現在、陸上自衛隊美唄駐屯地につきましても、次期防衛大綱の策定が進められ、また、専修大学北海道短期大学につきましても、学生数の減少という現実と直面されており、その動向は美唄市にとりましても大きな影響をもたらすものと考えられます。そこで、陸上自衛隊美唄駐屯地、専修大学北海道短期大学があることによる、それぞれの経済効果についてどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

また、先日報道されていまして専修大学北海道短期大学との協定内容と、今後、陸上自衛隊美唄駐屯地及び専修大学北海道短期大学に対してどのような対応をしようとしているのかお伺いをいたします。

大綱2点目、環境行政について同僚議員より質問がございましたが、視点を変えましてお伺いいたします。

その1点目は、事業系のごみ処理について

であります。本市において、ごみの減量化と事業経費の確保等を目的に、平成19年度から家庭ごみ処理の有料化が実施されております。平成21年度より事業者が排出するごみも料金改定に向けて、条例等の整備を進めておりますが、本市における事業系ごみの排出内容や、排出量、回収経費等の現状をお伺いいたします。

また、現在事業所が排出しているゴミの区分として、産業廃棄物として取り扱いをしているごみと、リサイクルごみ、これから実施しようとしている事業系ごみの区分について、どのようにしようとしているのか。

また、事業系ごみの排出事業者に対しての周知説明などについて関係機関等との協議は持たれているのか、お伺いいたします。

また、実施に向けて具体的にどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

2点目は、環境マネジメントについてであります。本市における環境に対する取り組みについて、現在、美唄市役所が庁内において設定している環境行動目標についての実施状況についてお伺いいたします。平成20年度の庁内環境計画の実施に当たり、問題点や課題の解決といった検証はなされているのか、お伺いいたします。

また、美唄市環境管理システムの構築と、さらなる環境への配慮を目的とした職員への意識改革について、今後の取り組み方についてお伺いいたします。さらに協働のまちづくりの観点から、日常的に市民、企業、各施設などとの連携した対応が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

また、道では道民一人ひとりが日々の行動

を環境に配慮したものに転換していくことを目指し、環境行動の必要性を理解し、取り組みを実践する為の行動目標と達成のための具体的な行動メニューを提示していますが、市としても市民にわかりやすいメニューを定義する必要があるかと考えますが、見解をお伺いいたします。

美唄市は21世紀まちづくりプランにおいて環境のまちづくりのための重点施策として、環境問題は、市民一人ひとりが自覚と行動を積み重ねていくことが大切であり、環境に負荷のかからない生活様式への転換や、貴重な自然環境を守っていくことが重要であるとして、1つは循環型社会の構築、1つは雪の冷熱エネルギーの利活用、1つは宮島沼の保全と活用、といった3つの施策を重点施策としていますが、これらの施策についての事業検証と今後の展開についてお伺いいたします。

大綱3点目、建築物の耐震化についてお伺いいたします。

その1点目は、市内の建築物の耐震化についてであります。多大な被害をもたらした兵庫県南部地震の教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成7年10月に制定され、その後、大地震が各市で頻発し、いつ、どこで大きな地震が起きてもおかしくないといった状況から、平成18年1月にこの法律の一部が改正され、これを受けて、平成18年12月に北海道耐震改修促進計画が策定されております。この計画によりますと、住宅及び多数の方が利用する一定規模以上の建築物の耐震化目標を、平成27年度において9割と設定し、多数の方が利用する一定規模以上の公共建築物は耐震化の状況を公

表し、計画期間に耐震化に努めることとなっております。当時の公共建築物の耐震化の実数値として、道が保有する建築物で95%、市町村が保有する建築物で68%、また、民間建築物では耐震化の推計値として一般住宅で76%、多数の方が利用する公共民間建築物で78%となっております。市内の建築物の数と、耐震化に関するこれらの数値は、どのくらいと推計されているのかお伺いたします。

2点目は、耐震改修促進計画についてであります。道のこの計画によりますと、市町村はおおむね2年以内に耐震改修促進計画の策定に努めることとなっておりますが、2年を経過した現在の本市の対応についてお伺いたします。

大綱4点目入札制度についてお伺いたします。

その1点目は、資格審査及び指名業者選定基準等についてであります。国の財政、地方自治体の財政が悪化し、公共工事が減少し続けている中、各自治体は少ない工事をできるだけ地元の事業者が受注できるよう、環境づくりに様々な工夫をしていると伺っております。本市では、建設工事における資格審査格付の決定の際、経営事項審査結果の総合評点に市独自の加算点を加え、その点数等により等級の格付を行っているかと思っております。他の自治体においては、この加算点の部分で各自治体なりに独自の項目で市内、町内の事業者を評価しているものと思っております。

また、建設工事指名業者選定基準、地域限定型一般競争入札実施要領等についても各自治体なりに工夫を凝らした基準を作成してい

るかと思っております。本市における現状と他自治体の取り組みについてお伺いたします。

2点目は、入札方式についてであります。平成19年から始まりました工事の入札における郵便入札について、どのような評価がなされているのか見解をお伺いたします。

また、平成20年7月に本市の登録建設業者に対し、電子入札にかかわるアンケート調査を行っていますが、その結果についてお伺いたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高田議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について。商工業などの現状についてであります。商業につきましては、国の商業統計調査によれば、年間販売額では平成3年の455億6,000万円。商店数、従業員数では昭和63年の475店、2,275人がピークになっておりましたが、平成19年の調査では年間販売額は約265億円、商店数は258店、従業員数は1,502人とそれぞれ減少してきております。

次に、工業についてであります。国の工業統計調査による出荷額の推移では、昭和60年度以降着実な伸びを見据え、平成7年には280億円を超えましたが、19年の調査では154億円となっております。

また、事業所数、従業員数でも平成5年の86社、1,924人をピークに、平成19年には58社、995人と年々減少しており、今回の不況により操業時間の短縮による生産調整をしている企業もあると聞いております。

また、建設業につきましては、昨年11月に市が実施した労働基本調査における経営動

向によりますと、回答があった38社のうち63.2%は前年と比べて工事高が減少し、資金繰りが悪化したと回答しております。本市においては、これら各種統計調査やアンケート調査の結果などから、商工業や建設業においてより一段と厳しい経営状況になっているものと認識しております。

次に、プレミアム付き商品券についてですが、地域活性化生活対策臨時交付金を活用して、消費購買力の市外流出を押さえ、市内における消費拡大を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としたプレミアム付き商品券の発行を市、商工会議所、美唄商品券運営協議会が連携して実施することとしております。商品券の発行販売などについては、ノウハウのある商工会議所美唄商品券運営協議会が主体となっており、消費者への地元消費の喚起については市が行うなど、3者が役割分担を図り、現在発行に向けて、準備を進めているところであります。プレミアム付き商品券の発行時期については、定額給付金の支給開始時期を4月中旬に予定していることから、現在、商工会議所、美唄商品券運営協議会と協議をしているところであります。

次に、交流人口増加策についてですが、近年都市住民を中心に、農村地域の美しい景観や農業との触れ合い体験などを求め、農村地域を訪れる機会がふえており、本市においても、グリーン・ツーリズム研究会の会員の方で野菜の収穫体験やハスカップ狩りのほか、修学旅行生の農業体験の受け入れも行っているところでございます。修学旅行生の農業体験の受け入れについては、平成19年度が15校493人で、受入農家数は28件、

平成20年度は11校350人で受入農家数は27件となっております。受け入れ先の課題等につきましては、修学旅行時期が農繁期と重なる為受入農家の確保が難しく、また半日や短時間での受け入れでは、農業体験の時間やコミュニケーションをとる時間を十分とれないなどの点が挙げられております。

また、宿泊体験の要望も多いことから、これまでの農家民宿の営業許可にかかる情報提供や研修会などを開催しておりますが、今後多くの修学旅行生が宿泊できるよう、関係団体などと協議検討してまいりたいと考えております。市といたしましては、今後農産物直売所や収穫体験を組み合わせたドライブルートの作成や、ふるさと雇用再生特別基金を活用した地場産品アンテナショップの運営。さらには本市の地域資源を活用したモニターツアーを行い、観光企画商品の開発や地域資源のブランド化に向けた取り組みを進めるなど、個性的で魅力ある交流メニューの拡充を図り、交流人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊、専修大学北海道短期大学等についてですが、地元経済効果につきましては、市税や市内消費などを含め、陸上自衛隊美唄駐屯地では年間約17億円、専修大学北海道短期大学では年間約6億円と推計しており、このほか、まちづくりの様々な面でも、それぞれ多大な貢献をいただいているところであります。

専修大学北海道短期大学につきましては、去る2月27日、市と短大とが相互に協力して、地域社会の発展と学術の振興、人材育成に寄与することを目的として、包括的な連携

協定を締結いたしました。連携する分野としては、地域づくり、まちづくり、研究、教育、文化の振興と生涯学習、地域の国際化、国際交流、産業振興、新産業創出などの地域経済の発展、環境の保全、地域住民との共同ボランティア活動などであり、この協定に基づき、今後、より緊密な協力体制を築いてまいりたいと考えております。陸上自衛隊美唄駐屯地及び専修大学北海道短期大学に関する今後の対応につきましては、これまでの連携協力関係を踏まえ、まちづくりのパートナーとして重要な役割を発揮していただくとともに、それぞれの維持存続に向けては関係団体とともに全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、環境行政について。事業系のごみ処理についてであります。事業系の一般廃棄物につきましては、主に事務所や店舗等から排出される紙類や事務用消耗品、飲食店やスーパーなどから排出される生ごみ、段ボールや容器包装のプラスチック類となっており、排出量は平成19年度でおおむね3,200トンと推計しております。

また、収集運搬に係る経費につきましては、過去3年間の平均で年間約515万5,000円となっております。事業系ごみの区分につきましては、料金改定後も家庭ごみと同様に可燃ごみ、不燃ごみの他容器プラスチック、缶類などは、資源ごみとして分別回収いたします。

また、ごみ屑や廃油などについては、これまでどおり産業廃棄物として処理するよう周知してまいります。

なお、事業系ごみ処理手数料の改定につきましては、関係団体等と協議し説明会を開催

するほか、広報紙メロディーに掲載して十分に御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、環境マネジメントなどについてありますが、本市では、昨年3月に美唄市地球温暖化対策実行計画を作成し、具体的な取り組み内容として、照明機器のこまめな消灯、エコドライブの実践など44の項目を示し、市の各部局から毎月実績報告を求めています。今後、この計画の着実な実施運用に向けて、地球温暖化対策庁内検討会議において、今年度の取り組み項目の実施状況を点検評価し、その結果について職員に周知し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本市では家庭からの二酸化炭素排出量を把握することができる環境家計簿を作成し、その中で削減のための具体的なメニューを示しているほか、環境に関する出前講座などにおいて市民に配布しているところでございます。

なお、市民や事業者の果たす役割につきましては、今後策定する環境基本計画の中で、具体的に明らかにしてまいりたいと考えております。

また、美唄21世紀まちづくりプランの各施策については、毎年度実施しております事務事業の評価により事業ごとの施策評価を行っており、指標の達成状況を踏まえ、事業のあり方を検討しながら、効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、建築物の耐震化について。市内の建築物の耐震化についてありますが、現在の耐震化の基準は昭和56年に改正された新耐震設計基準が用いられており、震度6程度の

地震を想定した基準とされております。市有建築物につきましては、510棟のうち57年以降に建てられ、基準を満たしているものが272棟、53%となっており、昭和56年以前に建てられたものが238棟、47%となっております。市有建築物のうち学校や病院など多数の人たちが利用する建築物は31棟あり、新耐震設計基準で建てられたものが22棟、71%で、昭和56年以前に建てられたものが9棟、29%となっており、新耐震改修促進法において耐震診断や、その結果に基づく耐震改修が求められているところでございます。

次に、一般住宅につきましては、市内の1万0,306戸中、新耐震設計基準で建てられたものが3,406戸、33%となっており、耐震診断などが必要とされる昭和56年以前に建てられたものが6,900戸で67%となっております。

なお、一般住宅については、56年以前の建物の耐震改修等の実態については、把握しておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、耐震改修促進計画についてですが、建築物の耐震改修計画の促進に関する法律が平成18年に改正され、耐震改修促進計画の策定が都道府県においては義務規定として、市町村においては努力規定として定められたところであります。道においては平成18年12月に計画を策定し、各市町村においても早期に策定するよう道から通知が出されたところでございます。市町村計画に盛り込む内容につきましては、耐震診断及び耐震改修に関する目標や、公共建築物の耐震診断

の実施状況の公表などとされており、本市におきましても、今後計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、入札制度について。資格審査及び指名業者選定基準等についてであります。建設業の許可を受けている建設業者が公共工事を直接請け負う場合は、建設業法により、経営状況及び経営規模等を点数で評価する経営事項審査を受けなければならないこととなっております。各自治体におきましては、この経営事項審査の点数に発注工事の施工成績点や、防災協定防止活動など、地域貢献の割合を点数として加算し、その総合点数を基に格付審査行っているところもありますが、本市におきましては、経営事項審査の評価点数に工事施工成績点を加算し、格付決定しているところであります。

次に、指名選定基準及び一般競争入札に参加する業者の制限についてであります。南空知4市5町におきましては、本市と岩見沢市が一般競争入札を実施しておりますが、他の市町はすべての工事において指名競争入札を実施しているところであります。本市におきましては、1,000万円以上の工事については、入札参加業者を南空知4市5町に限定する一般競争入札を実施し、競争性と公平性の確保を図ると共に、1,000万円未満の工事については、すべて指名競争入札を実施することとしており、その指名業者選定に当たっては、市内においての本店、支店、営業所の有無や市発注工事の施工実績など美唄市建設工事等指名業者選定基準に照らし、審査会において業者選定を行なっているところであります。

次に、郵便入札についてであります。本市におきましては、平成19年度から郵便入札を実施し、平成20年度は、これまで35件の工事に対し郵便入札を実施してきているところであり、郵便入札は電子入札に移行するまでの間の入札方式として考えているところでもあります。

その成果につきましては、入札会場に足を運ばずに入札に参加できるなど、入札参加者の負担の軽減が図られる一方、開封、立会人への結果の確認など、効率的な手続の実施の面において課題があると考えております。

次に、昨年実施しました市内建設業者を対象とした電子入札に係るアンケート調査についてであります。土木・建築の2業種で見ますと、A格付業者は100%電子入札に対応できる結果となりましたが、B及びC格付業者につきましては、50%前後の結果となっております。市としましては、アンケート調査の結果と、他市での取り組み状況などを踏まえ、電子入札の実施方法や時期等について、入札契約制度検討委員会においてさらに検討してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員 自席より再質問させていただきます。

1点目は、耐震改修促進計画についてであります。国土交通省において公表されております資料によりますと、美唄市の、耐震改修促進計画作成予定は、平成22年3月となっておりますが、この計画は公共施設や一般住宅等の耐震改修の補助、助成等にも関わるものであることから、早期に作成すべきものと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、資格審査及び指名業者等選定基準等についてであります。本市の格付け審査は直近2カ年の工事成績平均点のみを基準に格付決定しているということではありますが、他自治体で行っている社会貢献等も加算する考えがおありかお伺いいたします。

また、南空知4市5町は一般競争入札を実施していない自治体が多く、市外業者は本市の入札に参加できるが、市内業者は他の自治体の入札に参加できない。そういった不公平さを感じるとお聞きしているところではありますが、見解をお伺いいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 高田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、耐震改修促進計画についてであります。この計画を策定することにより、市が市有建築物に実施する耐震診断や、耐震改修事業に対して国の補助を受けることができ、また、民間住宅の耐震改修に対する市を通じた間接補助や、申請者の税制上の優遇措置が設けられており、市有建築物はもとより、民間住宅においても広く耐震化の促進が期待されることから、平成22年度を目途に計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、経営事項審査の評価点数に加算する点数の考え方についてであります。工事の品質を確保する観点から、その建設業者の技術的要素を客観的に判断できる工事施工成績点を加算することは最も適切とし、これまで格付けの決定を行ってきたところではありますが、市発注工事の減少に伴い、受注機会も減少していますことから、今後の格付け審査に当たりましては、他市の事例も参考にしなが

ら、加算方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、他の自治体への市内業者の入札参加についてであります。国や道を初め各自治体は順次指名競争入札から一般競争入札に移行してきておりますが、南空知4市5町においては、2市5町が従来型の指名競争入札を実施し、実質的に市内建設業者がこれら自治体の入札に参加できない状況になっているところであります。

現在本市におきましては、地域限定型の一般競争入札を実施し、市外業者の入札参加機会の拡大を図り、入札の基本原則である公平性と競争性の確保に努めているところでありますが、今後市内業者が他の自治体の入札に参加し、競争性の確保が図られるよう市長・副市長会議などを通じて働きかけてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 2009年第1回定例会に当たりまして、私は大綱4点について、市長に質問をしたいと思います。

大綱1点目は、次期総合計画についてお伺いいたします。総合計画については、地方自治法第2条で、その基本構想を議会の議決を求めると、議会に基本構想案を提示をすることがルールとして示されております。現在、美唄市の総合計画は、2010年ここで終了をいたします。2011年、平成23年から新たな総合計画が策定されなければいけません。前回の総合計画の策定段階では、ほぼ新しい年次がスタートする2年前に計画の策定準備にかかっております。前回の例で

いきますと、庁内の検討会議が確か5月に行われていたと思います。このことを考えますと、本年、この3月定例会を終えた後、直ちにこの計画づくりに着手をしなければならないという状況があるわけでありまして。

そこで、この次期美唄市総合計画、第6期になるわけでありまして、これらの策定に当たりまして、これまでの計画づくりの反省を踏まえて、計画書ができ上がって、それぞれ職員の机に入り込んだまま開かない計画ではなくて、文字どおりその計画に基づいて美唄の行政運営、これらが行われていく、市民の暮らしをしっかりと支えていく施策に結びつけると、そのための生きた計画にする為に、留意点について私なりに若干整理をして、市長にその認識をお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、計画行政の持つ意義についてであります。冒頭申し上げましたように、計画行政は今の現状を踏まえ、そして、地域経済の抱えている厳しい美唄市の行財政を取り巻く環境を整理をされて、将来どんなまちを目指すのか、その為に日々どういう仕事を積み上げていくのか、こういったことでありまして、将来のまちづくりを想定した具現化するための物であります。総合計画のほかにも行政課題別の中間計画がございまして、美唄にも20を超える行政課題別計画があると承知をしていますが、これらの計画行政というのは一体どんな役割を持っていて、何のために行うのだと、このことについての市長のご認識と、この計画行政の持つ意義について、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、私は過去数回この計画づくりに当た

って、提言やら指摘をしてきております。いかにこの計画を作文だとか、言わば書き物だけに終わらせない、実効性をどう担保していくかということになりますと、具体的にいつ何をするかという実施計画が伴わなければ、計画ではないということをお願いしてきました。市長は実施計画を作ろうにも、依存財源が70%を超えると、78%のときもありましたが、こういう脆弱な財政基盤の実態とすれば、計画を立てようがない、財源の見通しが把握できない。だから実施計画はつくらないということを復唱されてきました。恐らく実施計画の無い総合計画をつくっている自治体は、北海道でもまれだろうと思います。全自治体つくっておりませんが。是非、この新しい総合計画策定作業に当たりまして、この実施計画をつくと、このことが必要だろうというふうに思うわけですが、これらについてのお考えもお伺いをしたいと思います。

次に、計画策定までのプロセスであります。私は昨年、前回の例をとりますと、計画スタート年次の前の年の12月に議会に基本構想が提案をされまして、そして、12月の議会の中で議会議論が終了しています。言わば1つの議会でありますから、その当時は特別委員会を設置をしたかと思えますけれども、限られた時間で向こう10年の構想を議論をしたわけでありまして。最低でも議会に対する審査、十分な審査期間が必要だという考え方に立てば、この12月を最終的な計画策定の言わば手続を踏む為の最終到達点というふうには見たくありません。それ以前に言わば原案がつけられていなければならないというふうに思うわけでありまして。その原案の策定か

ら遡って、素案づくりさらには素案を作る為の論点を整理をした評価、課題評価の為の討議要綱、言わば柱づくり、今抱えている行政の課題が何か、日々の仕事を通じた物から積み上げていくという意味での討議要綱づくりというものが極めて大事だろうと思っております。並行して、市民の皆さんにアンケートをお取りをする、地域に入って直接市民の皆さんの声を聞くという作業もあるでしょう。さらには、総合開発審議会へ諮問をする、そして答申をいただく時期というものもあるでしょう。こういうふうにそれぞれの計画を策定するまでの節々の取り組み、現時点で考えておられるタイムスケジュールを含めて、お知らせをいただきたいと思っております。

総合計画の最後でございますが、進行管理のあり方についてであります。これも、計画を策定段階でどのように進行管理していくかということを決めなければなりません。具体的に実効性のあるものにする為には、この進行管理も極めて重要であります。福島県の原町市が大変先進的な事例を報告をされておりますし、私も、議会の常任委員会で行政視察をさせていただいたことがあります。いかに計画づくりというものが実行のために必要なのか、合わせて、言わば途中から入り込む、こういった計画が計画でなくなるような、そういった横入り事業を厳に慎むと、こういった取り組みを原町は行っています。これらの進行管理のあり方について、どのように考えておられるかお答えをいただきたいと思っております。

大綱2点目は、訴状の送達についてであります。3月2日の市政報告で、美唄市を被告として、医療過誤による損害賠償を求める請

求事件の訴状の送達があった事が明らかになりました。原告からの賠償請求は5,700万余り、今後は代理人と協議をしないと、こういう内容の報告でございました。まだ公判が開かれていない、今後、可能性としては取り下げということも選択肢の1つであるのかもしれませんが、なかなか、この内容に関して詳細に明らかにできない事情がおりなのかと思います。既に2月の23日に送達があった訴状の内容についてお示しをいただきたいということが1つであります。

それから2つ目には、訴状が送られるまでに、元患者さんとの間で、水面下の話し合いやら既にこの新聞報道やら過日の一般質問でも明らかになりましたが、簡易裁判所での取り組み等も行われているというふうに聞いております。話し合いが不調に終わったからこの訴えの提起ということがなされたというふうに思うわけですが、その訴状到達までの内部調査や、相手方との対応というのがどのような経過があったのかお知らせをいただきたいと思います。

そして、この訴状の送達の最後でございしますが、被告とされた市長、どのようにまず受け止められたか、通常、よく新聞発表があるのは、訴状をよく見てからとか、そういう発言が多いわけでありまして、まだ、きちっと目を通していないとか、そういうコメントが多いわけですが、訴状が送達をされたという状況で、しっかりと目を通してあることと思えますし、これら市長としてどのように受け止められているか、率直なところをお聞かせいただきたいことと合わせまして、今後どのような対応の見通しになるのか、議会といた

しましても、訴えの提起に関しては議会の議決事項であります。相手から訴えられたと、これについては、議会の権能というものが及ばないわけでありまして。

しかし、これが最終的には損害賠償の請求なり、さらには市立病院の信用の失墜と、このような状況になる可能性もあるわけでありまして。合わせて、言わば医療過誤ということですが、医療過誤でなければ名誉回復のこの裁判での争いということにもなろうかと思えます。節節には、議会にも報告をいただくと、このようなことが必要だというふうに思いますので、あえてこの訴状の件について質問をいたしました。それぞれお答えをいただきたいと思えます。

大綱の3点目は、行財政運営についてであります。08年度の決算見込みについて伺います。一般会計の実質収支見込、これは財政健全化計画では、前年度に発生をしました1億2,800万円の実質収支赤字額、これがそのまま残りますと、ですから、新たな赤字は発生をしませんと、しかし、繰上充用した1億2,800万円は減りませんと、こういう見通しを立てていらっしゃる。これらの見込みがどうなっているか、合わせて、新しい地方公共団体財政の健全化に関する法律に定めがあります4つの健全化判断比率見込みについて、その見通しについてお伺いをしたいと思います。

2つ目は、市立美唄病院事業会計の累積不良債務の見込み額と、資金不足比率の見込み額についてもお答えをいただきたいと思えます。

項目2点目は、09年、平成21年度予算

と健全化計画との比較についてであります。財政健全化計画は、本年新年度ですから、2009年度から7年間の期間を示して計画が示されております。そして、その健全化計画には具体的にどのような項目について効果を上げるか、収入を増やしたり、市民負担を増やしたり、そして大宗は職員の人件費が7割と、こういう状況下で財源の捻出が示されたわけであります。41億円余りの効果があるということでの財政健全化の具体的な項目が示されました。新年度予算を予算編成をして、議会に提案があったわけではありますが、この21年度の予算と比較をして、どんな変更があったのか、項目ごとにそれらについてお答えをいただきたいことと合わせまして、この健全化計画には、健全化対策後の財政推計も示されております。2009年の変化を中心にして、この財政推計の変更についてもあれば、合わせてお尋ねをしたいと思います。

3項目目は、栗山町議会基本条例の評価についてお尋ねをしたいと思います。栗山町の議会の基本条例は、2006年の5月18日に施行されました。北海道で最初の議会基本条例でありますし、全国に2件目の議会基本条例をつくったと言われております。そして、その議会基本条例の内容については、既に実践を積み重ねてきたものをルール化したものもございました。新たにルール化したものもございました。各界から高い評価を得ています。全国的なこの議会の取り組みについても、文字通り先進的な事例というふうに理解をしています。私も今までの議論の中で、議会の中での議論でもそうでありますし、合わせて、市長が私どもにこの議会を通じて、提案をし

てくる提案理由の姿勢に当たっても、何度か同種の指摘をしている訳ですが、具体的に、栗山町議会の基本条例の第6条、そして第7条について、どのように評価をしているかお尋ねをしたいと思います。栗山町の議会基本条例の第6条は、町長による政策等の形成過程の説明という内容でございます、「町長は議会に計画、政策、施策、事業と以下政策等を提案するときは、政策等の水準を高める為、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。」と定められ、具体的に7項目整理をしています。「1 政策等の発生源」「2 検討した他の政策案等の内容」「3 他の自治体の類似する政策との比較検討」「4 総合計画における根拠または位置付け」「5 関係ある法令及び条例等」「6 政策等の実施にかかわる財源措置」「7 将来にわたる政策等のコスト計算」、6条の2項に、「議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。」これが第6条の定めであります。第7条は、予算決算における政策説明資料の作成という内容であります。「第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別または事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする」であります。いずれも努力義務規定であります。これらの議会で条例を決めるわけですから、これは議会の独自の判断であります。この提案理由にあたっての市長の姿勢と、首長の姿勢という

ことになりますと、十分執行側と協議をして、そして理解と協力、連携こういった文字通り車の両輪、役割を果たそうという事を、事前に協議をした上で条例が制定をされたと伺っているわけであります。これらのルールに関して、よその町の議会のことでございますが、長としてどのように評価をしているか、お尋ねをするものであります。

最後の質問になりますが、世界同時不況についてお尋ねをいたします。市内に及ぼす影響と雇用失業対策についてであります。今年の夏、そして秋以降、文字どおり毎日新聞紙上賑わしておりますこの世界的な同時不況、これらが美唄の市内の産業や市民の暮らしや、そして美唄の行財政、特に市の財政収入にどのような影響が出ているのか。そして対策として、これは雇用対策に限定してお尋ねをいたしますが、国や道、そして美唄市はどんな対策を講じ、さらに講じようとしているのか、以下お尋ねをいたします。

1点目、美唄市にとっても戦後最大の経済危機なのか、市長の認識についてであります。財政金融経済の担当の所管の大臣は、最初は蜂に刺された程度だというような日本経済に及ぼす影響を語っておりましたが、最近になりまして、戦後最大の経済危機というふうに発言をしています。これは、GDP比年率換算で17.8の落ち込みと、先進諸国で最悪の経済統計が出たと、これらを受けての発言というふうに記憶をしています。美唄にとっても戦後最大の経済危機なんでしょうか。市長はどのように受けとめて、どのような認識を持たれているのかお尋ねをします。

2つ目は、経済雇用失業統計、そして市独

自の調査から見る市内の実態についてであります。私は新聞報道でしかこれらの経済雇用失業統計の状況わかりません。新聞ですから、美唄に触れられたものはありません。そして、全国的に言われている大変な暮らしを直撃している問題について、全てが美唄にあてはまるとも思っていません。

特に、トヨタ自動車の本社があります名古屋が顕著であります。大きく日本経済が成長をし続けてきたと、これらの恩恵を受けて、そして所得も伸び、それから消費も伸び、こういったところから一気に落ち込むと、こういう状況が文字どおり報道されているわけがあります。

一方、美唄の場合は、低迷した経済状況、雇用の状況、賃金の状況、これらは国の景気が良いという事とはまさに実感がなく、低迷がずっと続いていたわけでありますから、これらの状況を対比しましても、果たして戦後最大の経済危機ということが言えるのかどうか、これらは、市内の実態をきっちり把握をした上で初めて言えることだと思っております。思いつきやら推測では言えないはずであります。これらの実態をどのように、どんな方法で把握をされたかですね。お聞きをしますと、詰めた調査は行われていないようであります。これらの状況について、1つつまびらかにしていただきたいと思っております。

それから3つ目、市税収入や株券、出資金等、市の財産など、市財政収入への影響についてであります。決算書を見ますと財産調べが載っています。その中に美唄市も株券を持ち、さらに出資金等の債権を保有しています。私は何度か南空知ふるさと市町村圏のあり方

について、今まで指摘をしてまいりました。もうおやめなさいと。ましてやこれは外債を購入して、30年近い言わば預け入れ期間があって、途中解約すれば、これは元本すら戻ってこない状況になると。言わば運用利回りというのは、3%、5%、これがあるようでもありますけれども、役所が関わる一部事務組合がこういった危ないものをすべきでないということもお話を申し上げてきました。直接お尋ねをしますと、そう危ないものではないということでございますけれども、これら美唄市は1億3,000万程度の出資をしている訳でありまして、これらがどのような財産の保全がされているのか、これらの影響も含めてお答えをいただきたいと思えます。

この同時不況に関する最後でございますが、雇用対策についてであります。これらについても私を含めて5人、6人近い方がこれらの議論をされておりました、重複する部分はあるわけでございますが、国や道、そして市、道は道として基金を積みますが、その基金をどう市町村に具体的に施策として生きてくるのか、これらの事も含めまして、どういう対策を講じたのか、講じようとしているのか、それによってどのような雇用面で、雇用の効果というものをどのようにはじいておられるのか、効果予測についてお尋ねをいたしたいと思えます。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、次期総合計画について、計画策定に当たっての留意点についてであります。計画行政の意義につきましては、行政が策定

する各種の計画は、持続可能な社会づくりに向けた方向性を定めるとともに、同時に市民活動や企業活動の指針となるものであり、市民の皆さんとの連携、協働したまちづくりを進める観点から、その重要性は増していると考えております。

なお、本市の次期総合計画に関しては、先般策定いたしました財政健全化計画における財政フレームや、市立病院改革プランにおける経営改善の目標値などが前提となりますので、これらの計画との整合性にも十分留意しながら策定しなければならないものと考えております。

次に、実施計画策定の必要性についてであります。まちの将来ビジョンを定める基本構想と、それを具体化するための基本計画については、まちづくり基本条例において、条例の目的及び趣旨に即して策定することとしております。実施計画の策定につきましては、基本計画の実効性をより高めるための進行管理のあり方との関連も含め、今後の策定作業の中で、その必要性などを検討してまいりたいと考えております。

次に、計画策定までのプロセスについてあります。平成21年度には基本構想に関する協議を開始し、その概要がまとまった段階で基本計画に関する協議に入りたいと考えております。平成22年度は総合計画審議会の諮問、パブリックコメント手続などを経て、12月には市議会に基本構想案をご提案し、合わせて基本計画案のご説明を行いたいと考えております。策定作業に当たりましては、まちづくり市民アンケート調査の実施や、市民参加及び職員参加によるワークショップ形

式による協議検討、子ども達からの提言、地域での意見交換など、幅広く意見や提言をいただくとともに、逐次、論点整理を行いながら進めてまいりたいと考えております。

また、策定に当たりましては、情報の共有が極めて重要であることから、本市の現状を他市との比較などを含めて、わかりやすく整理し公表するよう努めてまいります。

次に、計画実現のための進行管理についてであります。これまで行ってまいりました事務事業評価システムに基づいた計画、実施評価、見直しというサイクルを基本として、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、着実に計画を実現できるよう、進行管理の方法を確立してまいりたいと考えております。

また、進捗状況についても年度毎に公表し、情報共有を図りながら、市民の皆さんとのまちづくりの議論につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、次期総合計画は、まちづくり基本条例の理念である市民主体、情報共有、協働に基づき、市民の皆さんと市との協働作品となるよう、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、訴状の送達について、訴状の内容と今後の対応見通しについてであります。訴状の内容は、平成16年1月に市立美唄病院に検査入院をした患者さんが、検査後、急性膵炎を発症し、重症化した事から、札幌市内の医療機関に搬送し、入院治療を受けたもので、今日までの入通院の慰謝料など、5,722万6,637円の損害賠償を求める内容となっております。

なお、詳細につきましては、第1回目の口

頭弁論が3月24日に行なわれることとなっており、この場で初めて訴状の内容が公表されることから、裁判への影響や原告側の個人情報としての取り扱いからも、ただ今申し上げました内容にとどめさせていただきたいと考えております。経過につきましては、これまで病院内で事実関係の整理を行い、院内の医療安全管理委員会での審議を踏まえ、患者さんへ入院から転院するまでの治療行為などについて説明してきたところでありますが、理解が得られず、平成20年12月17日に第1回目、平成21年1月28日に第2回目の調停が札幌簡易裁判所で行われましたが、不調となり打ち切りとなったところであります。その後、患者が原告となり、本市を被告として、医療過誤による損害賠償を求める請求事件の訴状が平成21年2月23日に送達されたところであります。

私は、このたびの訴えの提起を重く受け止め、本市の代理人として委任した弁護士や、病院賠償責任保険の取り扱い会社と連携を図りながら、慎重に対処してまいりたいと考えております。

次に、行財政運営について、平成20年度の決算見込みについてであります。一般会計の実質収支については、昨年12月末現在で、財政健全化計画の収支計画と同様、1億2,800万円程度の不足が生じるものと見込んだところでございます。その後の収支動向については、3月交付の特別交付税や今後の歳入の確保など、不確定要素が多くありますが、少雪による除排雪関係経費の縮減などで、収支不足額は減少するものと見込んでいるところでございます。

4つの健全化判断比率については、財政健全化計画で見通した、実質赤字比率1.39%、連結実質赤字比率15.53%、実質公債費比率22.1%、将来負担比率292.0%と同程度か、あるいは若干下回り、早期健全化の基準値以下になるものと見込んでおります。

病院事業会計の収支については、医業収益が改革プランの収支計画より増収が見込まれること、また、事業費用の縮減に努めていることから、土地売却に係る収入不足分を補える見込みであり、単年度不良債務は発生しないものと見込んでおります。このため、資金不足比率につきましては、財政健全化計画で見込んだ215.3%程度になるものと考えております。

次に、平成21年度予算と財政健全化計画との比較についてであります。財政健全化の具体的項目における一般財源ベースの効果は、給料等の見直しが、計画3億7,976万円に対し、3億7,851万円で125万円の減、歳入の確保が、計画6,947万円に対し、2億3,483万円で、1億6,536万円の増、公共施設の効率的運営が、計画2,071万円に対し、1,825万円で246万円の減、事務事業の見直しが、計画268万円に対し、258万円で10万円の減、補助金の見直しが、計画1,250万円に対し、1,080万円で170万円の減、その他の財政健全化策によるものが、計画3,465万円に対し、5,956万円で2,491万円の増となっており、効果額合計では、計画5億1,978万円に対し、7億0,453万円で1億8,475万円の増となりま

す。主な増減理由としましては、歳入の確保では、計画に見込んでいない道営住宅建設用地売却に係る財産収入1億5,700万円を計上したこと、その他の財政健全化策では、燃料費や修繕料、消耗品など内部管理経費に係る効果額の増加、1,905万円などが挙げられます。

次に、財政健全化対策後の財政推計についてであります。歳入総額が、計画166億2,951万1,000円に対し、171億1,527万6,000円で4億9,432万5,000円の増、歳出総額が、計画164億9,006万5,000円に対し、171億1,527万6,000円で6億2,521万1,000円の増となります。主な歳入歳出の計画からの増減理由としましては、歳入では、地方譲与税交付金が減税などから4,549万5,000円の減、地方交付税が7,418万7,000円の増、財産収入が道営住宅建設用地の売却などで1億6,068万8,000円の増、繰入金地域活性化安全対策基金からの繰入及び福祉基金繰替運用の更新などから、1億0,411万9,000円の増、地方債が臨時財政対策債の増加及び公的資金借換債の計上などから、2億3,790万円増加することなどが挙げられます。歳出では、人件費が共済費負担率改定等により、8,970万1,000円の増、扶助費が施設利用支援事業費などにより、4,941万9,000円の増、補助費等は国保基金償還金、福祉基金償還金の増加により、2億0,799万6,000円の増、普通建設事業が美の里団地の取得及びまちなか交流広場整備事業の実施などから、1億5,51

6万3,000円の増、公債費及び繰出金については、公的資金借換及び後期高齢者医療会計の繰出金の増加などが主な理由であります。

次に、栗山町議会基本条例についてであります。地方分権改革や地方議会の活性化に向けたさまざまな議論がこれまで行なわれ、現在、第29次地方制度調査会において、基礎自治体のあり方とともに、地方議会に関する議論が行われていると承知しております。このような流れの中で、全国の地方議会においてさまざまな改革の取り組みが進められており、例えば栗山町議会においては、全国初となる議会基本条例を制定し、ご質問にありましたこの条例の第6条、町長による政策等の形成過程の説明の規定、第7条、予算決算における施策説明資料作成の規定については、全国レベルで見ても非常に先進的な取り組みと受け止めております。

次に、世界同時不況について、本市の経済状況についてであります。アメリカのサブプライム問題に端を発し、金融市場の混乱によって、今回の世界同時不況による打撃は、我が国の実質国内総生産、前期比年率12.7%減の落ち込みとなっており、先進国の中では最も大きく、第1次石油危機当時に次ぐ大幅なマイナスとなったことから、戦後最大の経済危機と言われております。この不況により、本市の経済におきましても、企業業績の不振や雇用環境の悪化による休職者の増加、また、買い控えによる消費低迷などの影響が出始めており、今後はさらに厳しい経済状況になると予想されることから、地元経済の低迷による市税等の減収など、財政健全化計画

を進める本市といたしましては、これまでも増して厳しい行財政運営が求められるものと認識しております。

次に、統計などによる市内の実態についてであります。平成18年の国による事業所企業統計調査では、16年の調査と比べ、従業者数は全体で4.1%減となっておりますが、そのうち、常用雇用者は11.91%の減となっている一方で、派遣、非正規雇用者数は、196.7%増となっており、従業員の非正規化の進行が伺えます。

また、平成19年の国による工業統計調査では、18年調査と比較し、従業者数で1%減、出荷額で1.6%減となっており、同じく19年の商業統計調査では、16年と比較し、従業者数で8.3%減、年間販売額では、8.7%の減となっており、本市の商工業界は厳しい状況となっております。

さらに、昨年11月に市が行った労働基本調査については、現在、詳細の取りまとめを行っておりますが、このうち経営動向については、建設業の65.8%、製造業の48.5%、小売業の58.1%の事業所において、経常利益が減少していると回答しており、市内の経済環境が悪化してきているものと考えられます。

また、新規求職申込数の状況では、昨年11月以降、前年同期と比較して急増しているところであり、これらのことを踏まえ、本市の経済は大変厳しい状況になっているところでもあります。

次に、市税収入や株券、出資金等市の財産など、市財政収入への影響についてであります。平成21年度の市税収入は、特に法人

市民税については、世界的な不況等の影響から、金融機関及び企業の所得割が大幅に減少し、対前年度予算比で7.9%の減少と見込んだところであり、今後、さらに地域経済の影響が予測され、個人及び法人・市民税の減少や、収納率への影響も懸念される場所があります。会社あるいは公益団体の出資金等に関する市の財産収入については、経済不況から株式に係る配当で少なからず影響するものと予測しております。特に南空知ふるさと市町村圏組合の基金運用については、一部を外国債で運用しており、利率や為替レートの変動などから、運用益の減少が見込まれるものの、元本は保障されるものと承知しているところがございます。

次に、雇用対策についてでございますが、国においては、ハローワークによる就職、住宅確保などの相談及び支援を行う窓口を全国で190カ所開設しております。

また、雇用維持対策として、雇用調整助成金の要件緩和とともに、中小企業、金融雇用安定助成金を創設したほか、中小企業雇用安定化等奨励金などを拡充したところがあります。さらに再就職の支援として、トライアル雇用制度や、若年者雇用促進特別奨励金を拡充しております。北海道においては、雇用調整関連特別労働相談室の設置をはじめ、新1村1雇用起こし事業の追加実施や、緊急非正規労働者のマッチング促進事業を創設し、雇用や就業機会を図ることとしております。本市においては、国の地域活性化生活対策臨時交付金及びふるさと雇用再生特別交付金や、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、建設業関連の公共事業や求職者などを対象とし

た、雇用の確保に努めていくこととしております。100年に1度と言われるほどの世界同時不況の中で、国・道・市が連携して雇用対策を推進することにより、雇用対策に一定の効果があるものと思われませんが、さらに経済状況の悪化が予想されることから、今後、本市の経済動向を十分に見極め、雇用の維持創出を図る上で必要な対策などについて国や道に要望してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 紫藤議員の再質問であります。午後1時からにしたいと思っております。暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後12時59分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の再質問から入ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 何点か再質問をさせていただきます。

1点目の総合計画ですが、実施計画の必要性ということを申し上げました。市長はお答えで、これは実効性担保するための進行管理のあり方と一緒に今後、必要性を検討していきたいというお話でございましたが、議論の中で検討していくということでございます。調査研究とか協議とか、検討とか、前向きに検討とかいろいろあるんですが、これは額面どおりこの作業の中でどうしていかうかということを検討なさるということを受け止めたわけですし、ぜひ、前向きにひとつ進めていただきたい。その際、過去の美唄の計画づく

りというものが、どうしても先例踏襲と言いましょうか、前例に倣うという傾向がございます。事務方もそれなりに問題意識を持っていても、これは非常に膨大な作業が伴うわけですね。関わる例えば総合開発審議会のまちづくり分科会ですね、こういうものでも100人ぐらいの方が文化会議論に参加をされますね、20名ずつ4つも5つも分科会を持って、スタートの議論というのは、市の職員を中心にしまして、庁内で言わば論点整理をしたり、骨格の整理をしたりいたしますね。このスタート議論に当たってどうするかということが示されていないければ、全ての作業に影響するわけですよ。これは、改めて全国的な総合計画の作成というものを勉強なさる必要はないわけですが、市長が実施計画をつくらうというご判断に立って、先ずは事務方の準備をさせると、ここに指導性を発揮していただきたいんです。そのことが1つです。

それから、プロセスの中で、最初のご答弁では12月に議会提案、2011年ですね、ですから、2010年来年の12月ということでしょうか、新しい年度のスタートは2011年ですから、これの予算編成というのはいつやるかと言いますと、過去の例からしますと、11月には予算編成方針が示達されますね。そして、年内に既にその作業にかかるわけですね。政策的経費の見積もりも年内でないでしょうか。1月に市長査定等で事業を固めてくということですね。これは少なくとも、スタートの予算の議論、それ以前に議会に対して意思決定を求めていくということが必要だろうと思うんですよ。12月ということは、これは前回の例に倣ったスケジュールなんで

すよ。議会の議論も従来ですと、総合開発審議会ここに議会からの選出議員がいたわけですね。今恐らくいないのではないかと、これは議会と執行側というものの責任と権限ということからして、法律に明記されている各種審議会等への議会からの言わば選出と言いましょうか、これ以外のご辞退しようといった議論がありまして、ですから議会は議会として、また、同時に一発勝負じゃない、そういう議論が必要なんです。なぜそう言うかといいますと、今回の新しい総合計画というのは、7年間の財政健全化計画というものと、言わば前期の分の計画期間はダブっちゃうんですよ。これぐらい長期にいわゆる実効性のある財政計画を持って、そして、新しい総合計画づくりなんていうのは、過去なかったと思います。ある意味、たががはまっちゃっているんですよ。おもしろくないかもしれない、しかし、これは文字どおり転換期に向けた計画づくりだということをお持ちであれば、これはチャンスですよ。人口の想定も右肩上がりから前回からようやく現状維持になったんですよ、現状維持、今よりも少なくしないような計画をと、しかし、これからは現状維持じゃないですよ。人口減少が総合計画の人口推計の中に出て来るはずですよ。言わば地に足のついた現状を見た実効性の伴う計画が出てくるはずですよ。建設から維持へと、身近な問題にしっかり目を向けて積み上げていかなきゃならんということですから、そういった意味での議会の審査も十分に耐えられるような日程設定をしていただきたいということでございます。

それと、財政健全化計画づくりの時に、職

員の皆さん方がこの計画に参加をされましたかという問いかけを労働組合がやりましたら、7割の方が参加していないというアンケート回答結果だったんです。管理職層でも5割が関係していないという回答、本当かなという気がしたんですけれども、私は、それぞれの現場で持っている、現場第一線で市民と対峙している、市民と常に接しているこういう職員が、今何が課題となって、そして行政の限界はどこにあるか、一番良く知ってらっしゃる。こういった全員参加でかかれるように、夢みみたいな抽象的な表現は要らないですから、一つひとつの事業をどう進めていくかと、そのために行政の限界というものを示して、建設から維持へという方針と、文字通り人口減少の状況だということを基本的な方向を示して討論をする、課題整理をする、この作業が極めて重要だと思うんです。その為にデータもしっかり把握して開示をしていくと、ですから、ぜひ参加をして実効性のある議論が出来るように、リーダーシップを発揮して、計画策定に向けた骨子の考え方を市長がお示しになるべきだろうというふうに思いますので、今申し上げた点についてお答えをいただきたいと思います。

訴状の送達、この内容については先ほどのご答弁の域を出ないでしょうから、中身について、さらにお尋ねをする気はありません。ただ、1点だけ申し上げたいと思います。この事件の発生というのが平成16年、2004年ということでございまして、既に相当数の年数が経過をしています。当時対応なさったお医者さんが、今はおいでにならないということも聞いておりますし、院長先生も変わ

っておられる。事務方のトップも何人か交代をしまして、被告とされる美唄市側にしたら、言わばそのときの状況というものは、書き物でしか残っていないという、そういう実態だと思うんであります。一方、原告の方は、これは、検査入院を受けて、そして、医療過誤ということですから、医療ミスがあったということはずっと頭に置いて、そして、簡易裁判所での調停の協議から、それ以前から1つの思いを一心に持ってここまで対処してきたと思うんです。その差たるや非常に大きい。私はこの医療過誤に関わる訴訟については、当然、詳しくありませんし、司法の場での双方の戦いになるということなんでしょうけれども、様々な本を読みますと、どう言っても被告側に立つ側は、極めて不利だとよく言われています。それは、医療記録というものがこれは開示請求すれば出てくることでしょうし、裁判所が証拠保全をすればすぐに手に入る事なんでしょうが、これが意図的に改ざんが行われたとか、あるものをなしと言ったとか、これは非常に病院側が有利であると言われている所以なんです。そして、実際、医療の事故というのは起こりうると、人がやることですから、結論を先に言って議論ができる状況ではありませんので、現時点で言えることは、医療記録の内容に関して、少なくともそれを隠したり出さなかったりというような事は、そんなことは考えてないのかもしれませんが、あえて申し上げますが、きっちり開示をする。そして、この問題でいつも問題になると聞いておりますのが、どれだけお医者さんが患者さんに対して、病状の説明をし、そして、治療方法を伝え、別な選択肢も伝え、

言わば患者さんがこの病院の診療に対して自ら決断を下したかどうか。よく言われますインフォームドコンセント、これがどうだったかということが問われることが多いと聞いております。ここらの実態も今おいでにならない当事者ということになると思いますので、ぜひ内部の状況調査なり、そういったものもさらに進められて、ぜひ、しっかりとした事実経過というものを訴訟の場で提示をして、堂々と司法の場での争いに対応していただきたいというふうに思うんです。それが、公的病院の役割でもありますし、これから病院が、病院情報、これらを市民に開示をしていくと、こういったスタートにする意味でも、是非そういったことに留意をされて、市長として今後、十分代理人等との協議をしながら、進めていただきたいと思うんですが、その辺のところのご認識をあえてお尋ねをしたいと思います。

行財政運営に関わる問題ですが、たくさん項目出されました。健全化計画との対比の分は、過日の基本問題調査特別委員会で、同僚議員からも交付税の見方少ないんじゃないかと、臨時財政対策債、もっと地財計画では増えているのに、なんでそんなに少ないんだという指摘もあったわけでございまして、結果としてその指摘が正しかったというような内容で予算計上されていたわけでありまして、これらの計画がどのように推進をされたかと、計画そのものは職員に大きな痛みがあり、市民の皆さんにもご負担が生じるという内容ですから、しかし一方、計画策定から状況変化はあり得るわけでありまして。このところは、状況の変化があるからおかしいと言うつもり

は全くありません。その変更内容の説明がつくかどうかであります。この辺のところ、また、予算委員会で議論をする機会がありますので、できうれば、これは委員会に入ってからでしょうが、具体的に計画が予算と比してどうなったか、対比表をつくっていただいて、補助金の問題も、補助金は最後まで内訳が出なかった、どこをどれだけの補助金をどれだけ減らすのかという内訳は出なかった、しかしなぜか総額は出ていたわけでありましてから、各団体補助、事業補助等、当初の計画よりも少し捻出額が減ったようではありますが、これはどうなったかということがわかるように、対比できるように1つ準備をしておいていただければありがたいんですが、これは予算審査特別委員会がスタートをして、そこで、また資料をどうするかという問題になりますが、私とすれば、やはり数多い項目でありますし、それぞれがきちとした基準の基に予算計上されているのかどうなのかという事もチェックをしたいと思いますので、そんなご準備いただければありがたいと思いますが、これはご答弁結構でございます。

栗山の問題ですけれども、これ市長は前向きに評価をいたしました。私は、議会の内部議論でもこの問題を何回か議論をしております。7つの議会としての判断するための資料が必要かどうかということは別にしましても、現状の、この提案理由のあり方であれば、提案の内容を聞くのに議会の審査に時間がかかり過ぎる、この内容がどうなってるんですか、内訳は何ですか、コストはどれだけかかるんですか、他の政策と比較して類似のものはないんですか。他の選択肢はなかったのかと、

他の自治体はどのようにやっているんですかというように聞くうち終わっちゃう。それらが事前に出されていけば、それらを見て議会の内部で議員同士が討論し合えると、善し悪しの議論ができるわけでありまして。これは双方にとっても政策立案する側も意思決定する側もレベルアップになりますし、結果として、市民の負託に双方が応えられるというものではないかと私は思うんです。よし、やろうと、衆議一決して美唄もこうやろうということになれば、市長は、よし、やろうというふうに言っていただけるかどうかですね。この6条と7条の件についてお答えいただけますか。

それから、同時不況の関係ですが、美唄にとって戦後最大の経済危機なのかということをお尋ねしたんですが、厳しい厳しいということは言ったけれども、お答えになってないんですよ。私も美唄市民になって1年だけ美唄市民から外れた時期がありましたが、ずっと美唄市民なんです。59年からこの間の歴史をずっと見て、果たしてこの戦後最悪な状況なのかどうかということが率直に言ってはかり知れないんです。わからないんです。交付税制度ができたときの戦後の混乱期、食糧難ですね。それから、炭鉱閉山による人口の激減、それから、5年単位で続いた災害、主に水の災害が多くありました。最大の経済の危機というのが一体実態どうなんだろうかと、言葉が踊ってもいけませんし、この美唄の現状というものを見なきゃいけないと思います。さらに今後の推移も予測不能な面があるのかもしれないかもしれません。私は、戦後最大の美唄にとって経済的なのかどうかということ把握する、

判断するその情報が持っておられないんじゃないかという気がしてならないんですけれども、同じことを答えられるでしょうから、より突っ込んだご答弁にはならないのかも知れませんが、経済の問題それから雇用の問題、文字通り連日報道されています。食傷気味になるぐらい、しかし、全てが深刻なテーマであります。

最近では、生活保護の受給が増えたとか、それから、弱者を直撃する母子家庭の生活状況、こういったものも出ています。派遣切りだって、美唄に戻ってきて、そして社会福祉協議会での生活資金の申請に行った方もいるというふうにも聞いています。美唄の生活保護の受給が、この年末から年明けにかけてどうなっているのかですね。これは現場の状況見ればわかるでしょうし、一部お答えになりましたけれども、暮らしの面での影響はどう出ているのかですね。

この私の質問通告というのは、商工労働なんです。ですから、言わば製造業等々の事業所がどうなったか、それと指定統計で出てくる雇用の状況、美唄が補足をして独自で急遽調べたもの、これらを総合して1回目の答弁いただいたわけなんですけれども、私はいずれにしても、厳しい状況であることは間違いないわけでありまして、戦後最悪かどうかは別にしても、総合的な対策が必要だろうと思うんですよ、総合的な対策、そのための対策本部の設置が求められるというふうに思うんです。対策本部ですよ。先ほど申し上げましたように、金融の収縮とそれから輸出産業を中心にした収縮が起きてるといえることが言われています。美唄にも輸出産業を中心の事

業所があるわけでありまして。こういった美唄の現状を足を運んで、何千社もないわけですから、足を運んで特徴的なところを回って、状況把握をするということが必要でないですか。

それと、社会福祉協議会の生活相談なりの窓口を含めて、生活資金等の窓口含めて福祉現場におけるそういった公的な支援を求める、そういう動きがどうなっているのか。これは行政サイドで把握ができるでしょうし、1セクションでない各関係する部が、それぞれタイムリーに情報交換をして、全体のものにして、それを政策に活かす、北海道の基金だって、まず積んだだけなんですから、その積んだ基金をどう具体的に有効な経済雇用対策につなげるかということで、それはこれからは現場の実態を知っている基礎自治体がきちっと考え方を挙げて、そして、道からの金を引き寄せると、こういう作業になってくると思うんですけども、そういう意味でも小さな自治体が最も得意とする実態の把握ですよ。これをまずして、連絡を取り合って進めていくという為の仕組みが必要ではないでしょうか、機能する仕組みですよ。

市政執行方針の5ページに、活力あふれるまちづくりの効果的な推進というところに、本市の特性を生かした食にこだわったまちづくりを総合的に進めていくためにも、市役所内部の部局の垣根を超えた取り組みが必要なことから、本年2月に設置した、暮らしの安全安心庁内推進会議や、地域経済活性化庁内推進会議を有効に活用し、云々とあるんです。食にこだわったまちづくりを進めていくためにもと、こうある。私はこれは緊急な経済・

雇用を取り巻く状況を解決をする為のものなのかと思っておりましたが、このくだりでは、そういったものではないと思うんですが、この既存の組織をどう使うかというのもあると思いますので、ひとつその辺、お答えをいただきたいと思うんです。

それから、いろんなメニューをこれから作っていかなきゃならん。去年の12月の第5回の一般会計補正予算、それから年明けて第6回の補正予算、これで国の一次補正、2次補正に関わる対策が示されました。だけれども肝心の元々あった美唄の季節労働者の皆さんの就労支援としてやっているわずかなお金ですよ。このメニューは除雪なんですけれど、除雪なんていうふうにこだわらなくてもいいんですけども、現金を確保するための就労支援、年間100万ちょっと、これも段々落とされてきた。これを今年の予算はないんですよ。無くしているんですよ、財政健全化と称して。これ、やっていることがおかしいんです。国が言われたら、国に合わせてメニューを作る、しかし、継続してやってきたことを切っているんですよ。私はまた予算委員会もありますけれども、理解できないです。国も本予算終ったら直ちに、また、追加の経済対策を出すということを言っていて、提案してきた予算だから今ここで変えますという議論にならんでしょうから、これは充実して復活すべきだと思いますよ。メニューを考えて、笑われちゃいますよ、こんなことをやっていたら。片方で草刈りやったり、何かソフトづくりですか、データの何とかのための雇用の創出というのはやっておられるようだが、時代認識、状況認識も甚だしいというふ

うに思いますので、この辺、せっかくの機会ですから市長の考え教えていただけますか。

それと、財産の保全です。南空知ふるさと市町村圏組合の出資であります。私の方で調べたんですけれども、お答えにもありましたけれど、これは元本保証だと、元本保証なんですけれども、保証期間は下ろせないということなんです。これ見ますと、30年以内ということになっていまして、ノルウェーだかフィンランドだか、そっちの外貨ですね。私は、年間の利回り、運用益というのが総額で約10億の原資で、そのうち美唄が1億3,000万程度、その利回りが3,000万を超えた時期もあった。しかし利率が落ちてきて、現在は1,400万くらい、中間に証券会社入っていますから、手数料も取るんでしょうから、私は元々こういった基金運用ですから、そこで果実が出なきゃ運用できないという弱さつらさありますよ、つらさありますけれども、外国まで金持って行って運用して使うのが、公的な組織のやることなのかということを上申したことがあります。さっさとふるさと市町村圏組合は解散をして、貴重な原資を戻してもらいなさいということを上申してきたつもりであります。

しかし一方、このふるさと市町村圏は、向こう10年間の計画をさらに作るそうであります。向こう10年間のふるさと市町村圏としてどうしてかということの計画を作るという段階だそうであります。私は、この一部事務組合の役割というものは、極めてあいまいであり、既にその役割は終わったという感が今でも変わっておりません。しかし、やめるとなると構成自治体の合意形成も必要でしよ

うし、1億円出している道の考え方も必要でしょう。しかし、この種の広域事業に関しては、国ももう必要ないという趣旨の事を言っている訳でありますから、ぜひ、積極的にふるさと市町村圏組合の役割もさることながら、市民の財産をしっかりと保全をしていくという立場からも、おやめいただくようにそういう役割を果たしていただきたいと思うんですが、お答えをいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問に順次お答えいたします。

1点目の実施計画の策定でございますけれども、これにつきましては、今回の総合計画のときに、この実施計画をつくらないというようなことで、新しいやり方をしていただくわけでございますけれども、これにつきましては、今後この実施計画の必要性について十分検討してまいりたいと思っております。いずれにしても、今回の総合計画というものは、従来と違うと言うか、やはり右肩上がりの状況は望めない、人口も減少する、それからいろんな部分で言われるように、建設から維持へという考えも当然入れていかなければいけないと、そういう中でどんな作り方をするかというのは、非常にこれは従来と発想を変えないといけないなと思っております。この点十分踏まえながら、言われるように、職員参加というこのあたりは、やはりこれからの美唄のまちを行政としてつくっていく本当に若い職員の方の意見なども十分反映されるよう、そういう仕組みにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、基本構想案の議会への提案時期、

これについては、今ご指摘を踏まえまして早めるべきではないかというのがありましたけれども、これは作業の面とかスケジュール面から、可能かどうか今後検討させていただきますけれども、これについては言われるように審議会に議員さんが入っていないということもありますので、できるだけこれは早めにするような形で努力してまいりたいと考えてございます。

それから、訴訟の部分でございませけれども、今訴訟にあたっては事実関係をもとに、相手方の主張に対し誠実に対応してまいりたいと考えているところでございまして、今後、事実関係をきちっと説明していく事が公立病院としての役割の一つであると認識しておりますことから、本市の代理である弁護士とよく相談して、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

栗山町議会の部分でございませけれども、当然、いろんな施策を実行するにあたって、いろんな説明をしっかりと共有するという、わかりやすく作成した説明資料等も当然必要でしょうし、議会と市が一体となって、まちづくりを進める上で、大変重要なことと考えていますので、今後これについて私どもも検討しますけれども、議会の方でもご検討願えれば幸いです。

今の経済状況がどうなのかという中で、北海道が1人負けしていたような状況下で、ずっと低迷してる状況、これがさらにもっとひどくなるのかなという事で、本当に心配をしているところでございます。幸いに輸出産業は私どもの町にないなと思っておりましたけれども、やはり、輸出産業関連というのが

ひっかかってきておりまして、隣町の奈井江あたりに働きに行っている方々に影響してくるんじゃないかと、こんなことも懸念しているところでございます。戦後最大かどうかという、この点はあるですけれども、私どもが今まで承知してないような経済状況になるのではないかと、このことは、これからのいろんな国・道等の状況を見れば、私ども懸念しているところでございまして、これが市税収入とか、様々な収入減につながる、地方交付税も今年は増えた状況でございませけれども、これも国税を一応ベースにしてございませから、このあたりがどうなっていくのかと、来年以降の地財対策も今から心配しなければいけないような、そういう厳しい状況であることは確かだと考えているところでございます。おっしゃられるように、いろんな形の、市内の企業の実態把握とか、それから、福祉現場に生活資金等の問題ありますけれども、これらがどうなっているか、このあたりも十分踏まえながら、今回、私ども市内につくりました地域経済活性化庁内推進会議、これが当然本市の厳しい経済状況も踏まえると、この一方で、こういう厳しい中であって、どんな形で活性化をするかと、この辺りの現状をしっかりと把握した中で、活性化策を講じていくと、このあたりを今横断的にやるということでスタートしたものですから、このあたりの組織でしっかりとこの対応をしてまいりたいと思っているところでございます。

それから季節労働者の就労対策事業についてでありますけれども、これは平成19年8月に設置された、美唄市季節労働者通年雇用促進協議会におきまして、セミナーとか講習

会を開催するという一方で、季節労働者にも通年雇用に向けた取り組みが行われていると、この辺りの部分は実際にこうやっておりますものの、今回季節労働者の就労対策事業、これが今までやっていた分でございます。これを取りやめることとしたところでございますけれども、今後も季節労働者の雇用環境の把握に努めて、国や道の政策の動向も踏まえながら、本市としても必要な対策を検討してまいりたいと、雇用情勢が本当に激変しておりますので、これについては、私ども今国や道の動向も踏まえながら、私ども市として何ができるか、この辺りを検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、ふるさと市町村圏組合、これについては、前回もやめるべきではないかというようなご意見もいただいております。今まで広域行政という部分でやってきておりましたけれども、先般、総務省から市町村合併の進展などを背景として、広域行政圏の施策を終了する旨の表明があり、今後の広域連携につきましても、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこととされたことから、南空知ふるさと市町村圏組合におきましても、今後の組合のあり方について協議を行っていくこととした、この事は私ども、首長集まりまして決定したところでございます。ただ、ここには議会がありますので、この議会の中で今後この南空知市町村圏組合というのが本当に必要なかどうか、それから基金を運用してやるべき事業なのかどうか、これは少し時間をかけたいというような皆さんの共通認識になってございます。その中で基金の運用、外国債で運用していると、これは、元本が保

証されていても30年というスパンやっているものですから、相当高利利子が出て今までよかったんですけども、これが、ずっと利子運用の分が減ってきています。それで、いろんな今まで計画している事業を縮小するか、そしてどうするかと、やめるということも踏まえ、これは各市町村でいろんなご意見が出てくると思いますので、この組合の議会でも、私どもと一緒に議論していきたいと考えてございます。今後、いろんな形で連携は広域的にはとる必要はあるものの、組合がそれを果たすべき役割になるかどうか、この辺りは再考してまいりたいと考えてございます。

●議長林 国夫君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 2点お尋ねします。就労支援の関係です。従来からの公共事業の落ち込みによりまして、季節労働者の雇用の場がどんどん縮小されて、そしてさらに追い打ちをかけるように、国は特例一時金50日支給を30日支給に改悪をしたと、1年間の40日という経過規程はありましたけれども、合わせて冬季の講習制度、技能習得のための講習制度、20日間出れば11、2万と。少し下がったかな、最後は。これも無くした。今市長言われた再就職セミナー等を行っている季節労働者の協議会みたいなものができたということなんです。

しかし、この協議会は何をしているかと言うと、現金収入がない雇用の場を提供するものではないんですよ。現場見たり事業所を見たり、講習会を受けたり、この程度なんです。ですから、代替されたそういう仕組みではないんです。結果として残ったのは美唄の冬期間の除雪、人数によって違いますけれど、多

けりゃ1人5,000円ですよ。うまくいけば1万円と、これの直接就労の機会を与えていたというやつをカットしたんですから今年、それとわけが違うんです。追い打ちをかけてやったということなんです。私はよく季節労働者の方とお会いする機会があります。本当に仕事がない、生活保護しかないということ言われています。深刻ですよこれ。

そして、声を大にしてしゃべる人が少ない。この緊急雇用対策をやるかというときですから、今言ったような答弁でなくて、今言った答弁はやるともやらんともわからん答弁だから、その現状を見た時に、この予算でカットしたというものも再考できるかどうかも含めて、検討したいぐらいならわかるけれども、さっきの答弁では、よく理解できないので、あえてお尋ねをいたしました。

それともう1点、次期の総合計画でございますが、私は、ここでかぎを握るのは、この新しいまちづくりをどうしていくかということで、かぎを握るのはスタートは職員なんです。現場を知っている職員、この4月以降、美唄の経済はさらに悪化しますよ、この給与の面だけで。平均14.6の給与の削減がこの4月の支給から出てくるわけです。文字どおり生活設計を見直すと、こういうことを強いられているわけです。そんな状況下で美唄の新しい計画づくりのために汗をかけと言って、モチベーションを上げていい結果を求めるといことは至難の技なんです。皆苦しいんだからしょうがないじゃないかという思いで働いている方多いと思いますよ。私は、ここでモチベーションを上げる方法はあるんですよ。この7年間ですよ、単年度単年度を見

直していきますけれども、この7年間ですから、今53歳の方は減らしっ放しなんです。ずっとそのまま行くんです。14.6%の賃金削減がなぜ必要かという、金がないからと、人件費総体を浮かさなきゃいけないから。じゃあ14.6%の人員削減ができないかと、非常にわかりやすい話ですけども、これは今新たな美唄市再生の為の政策転換をした計画づくりに当たって、何度も言いますが、建設から維持へ、次に、次に、数字が上に上がるといいう数値目標ではない。心の豊かさを追求するまちづくりは何だろうか、本当に行政がやらなきゃならんものはなんだろうかとか、こういった業務の総点検、スクラップ・アンド・ビルドを重ねて、そして、今度は管理部門を中心にした業務委託を検討されて、人員の配置の見直しをぜひ考えてほしいと現場から、それで結果として14.6%の人員減が出たら、達成段階で給料は元に戻ると、私一所懸命検討すると思いますけれどね。これをご指示なさるべきなんですよ。閉塞感のある市内の状況が、明るい展望で仕事に従事する人が出てくる可能性が大にあると思いますよ。ぜひ、そういう指導性を市長、發揮していただけないでしょうか。

この2点、お答えいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。1点目の、季節労働者の就労対策事業、これにつきましては、今回1次補正ですか、ワックスがけを行なったときに、私どもは派遣切りとかない中で、100名ぐらいの方が来たということで、本当に今の美唄市内における雇用情勢というのは、本当に恒常

的に厳しいものがあると。その中で今回、この季節労働者の部分で、就労対策について事業を取りやめたというところございますけれども、これにつきましては、状況が非常に激変しているということも踏まえて、国・道の施策の動向を踏まえながら、市として必要な対策を検討したいと、これについては、この事業をどうするかという部分ということではなくて、この辺りは変わる事業にするべきか、いずれにしても、今まで以上に季節労働者の対策として拡充するような方向で考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の計画策定において、職員参加を当然考えておりますけれども、その中で職員のモチベーションを上げる、このことは最も私も大切なことだと思っております。そういう部分で7年間の人件費の分の削減というのが、意識の低下につながるんじゃないかという、この辺りは当然のご指摘だと思っております。私ども、いろんな形でいろんな経費の見直しから、それから、国に対する財政支援などをこれから行うことで、少しでもこの期間が短くなるような部分で努力してまいりたいと思っておりますし、この人件費については、毎年見直しするという事になっていますから、これについて、いろんな方法、手法についてこれも職員から提案していただきたいなど、このことも考えておりますので、全て7年間固定したものではないという考えのもとに、これから計画を実行してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

7番、長谷川吉春議員

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成21年

第1回定例会にあたり、大綱4点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政についてであります。本市の基幹産業である農業については、市としても農家経営の安定のため一定の施策が取り組まれてきたと思いますが、昨今の農業を取り巻く情勢は、相次ぐ減反政策や農産物価格の低迷、輸入による汚染米の食用としての流通、食料自給率の低下、農家経営者の高齢化と後継者不足など、極めて厳しい状況にあるものと思われまます。本市農業が今後どのようになっていこうとしているのか懸念されるわけでありまます。

お聞きしたいことの1つ目は、今年度の主な農作物の作況についてであります。昨年は春から夏にかけての天候不順もあり作物の生育が順調だったのか、収穫がどうだったのか懸念されます。今年度の主要農産物の反収は平年と比べてどうだったのかお聞きいたします。

2つ目は、天候不順に伴う対策についてであります。今年の冬は異常気象かどうかわかりませんが、気温が高く、降雪量も平年の半分以下という状況です。これまで何人かの農家経営者の人の話では、水不足になることを大変心配されているわけだす。それに対してどのように対応しようとしているのかお聞きいたします。

3つ目は、農地改革プランについてであります。農水省は食糧供給力の強化を掲げ、一般の株式会社による農地の転職を進める農地改革プラン、以下プランと言いますけれども、このプランを今の国会に提出しようとしています。戦後農地制度は家族経営を軸にして、

自ら耕すものに農地取得の権利を認め、地域に定着した農業者が安心して農業に取り組めるようにする耕作者主義を原則としてきました。この原則によって戦後農地の発展、農外企業による農地の無秩序的な他用途転用や土地投棄を防ぐなど重要な役割を果たしてきました。ところが、今回の農水省のプランは、耕作者主義の原則を掘り崩し、利潤第1の株式会社に農地の貸借を認めるものです。企業の参入が自由になれば、有利な作物から家庭経営が駆逐される一方、不採算を理由にした耕地放棄や利潤の見込める用途への転用など地域農業を阻害する懸念も強まります。これでは農地農村を一層荒廃させかねません。このような内容を持っていると思われる農地改革プランに対し、市長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、労働行政についてであります。アメリカ発の金融危機に端を発した急激な景気悪化の元で、大企業が競い合っただけで派遣切り、期間工切りを進め、急激な雇用悪化が深刻な社会問題を引き起こしています。年末年始の年越し派遣村はその象徴であります。これはこの間の労働法制の規制緩和によって1999年には労働派遣法が原則自由化され、2004年にはこれが製造業にも拡大され、多くの企業が正規社員をいつでも首切り自由の非正規労働者に置きかえ、急増させた結果であり、まさに政治災害とも言うべきものであります。企業から解雇された派遣労働者は、数十万人にも上り、帰るあての無い人達、また、ふるさとに帰っても就職できない人たちが無数にいます。

具体的にお聞きいたしますが、1つ目は、

本市での派遣切りや期間工切りで帰郷された人達の現状はどのようになっているのか、お聞きいたします。

2つ目は、労働相談についてであります。本市には労働相談窓口がありますが、これまで派遣切りに関係する労働相談があったのかどうか、お聞きいたします。

3つ目は、失業者の生活保護申請、市税減免申請についてであります。かつてない景気の悪化、失業者の増加の中で各地域でも生活保護申請が急増していますが、本市においては申請も含め、生活相談の状況はどのようになっているのかお聞きいたします。あわせて失業による収入減などの理由による市税の減免申請の現状についてもお聞きいたします。

4つ目は、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業の見通しについてであります。国では、地域活性化生活対策臨時交付金のほか、緊急雇用創出事業ふるさと雇用再生特別対策事業などの事業を計画していますが、本市でのそれらの事業についての見通しをどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、公営住宅法についてであります。国では、今年の4月1日からの施行日としての公営住宅法の施行令の一部を改正しましたが、本市には1,052戸の市営住宅と202戸の道営住宅があり、入居者にとっては直接生活にかかわる大きな問題です。お聞きしたいことの1つは、施行令の改定による収入基準の変更についてであります。施行令の変更により家賃の算定方法が変わり、家賃の改定があると聞いていますが、その改定の内容についてお聞きいたします。

2つ目は、利便性係数の見直しについてであります。政令改正のほか、道営住宅ではエレベーター設置による利便性係数の見直しを行うとのことですが、その概要と市営住宅での取り扱いはどのようにしようとしているのか、お聞きいたします。

大綱4点目は、市政執行方針についてであります。食の駅について改めてお聞きいたします。今定例会での市長の市政執行方針では、これまでの市政執行方針でたびたび言われてきた、いわゆる食の駅という言葉が昨年からは言われなくなってきました。かなりトーンダウンしているということが言えると思います。私は食にこだわったまちづくりについては、あながち反対するものではありませんけれども、その中でのこの食の駅という問題については、施設を利用した食の駅は財政的にも大きな負担になるという事を懸念し、大幅な見直しをするべきだということをたびたび申し上げてまいりました。食の駅については、多くの市民からも強い批判があったところではありますが、市政執行方針で食の駅という言葉が使われなくなったのは、その構想を凍結したのかどうか、お聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、天候不順に伴う水不足についてであります。本市における今年の冬の降雪量、積雪深はともに平年を大きく下回り夏場の用水不足が懸念されます。本市の水田の大部分は北海幹線用水路の水を利用しており、先般、用水路管理者である北海土地改良区に水源地周辺の状況を確認した

ところ、水源地である空知川の滝里ダム周辺山間部や、上流部における降雪量は平年より少ないものの、北海幹線用水への影響はないものと伺っております。しかしながら、北海土地改良区では農業改良普及センターなどと連携し、春先からの適正な水利用や効率的な水管理について趣旨徹底を図ることとしており、本市としてもその情報の収集や提供に努めてまいります。

また、ため池の水を利用している農家の方々につきましても、春先からの農作業に支障を来すことのないよう、農業改良普及センターや農協などと連携し、農作物への適正かつ効率的な水管理の指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地改革プランについてであります。昨年12月に国が公表した農地改革プランは、世界の食料自給の逼迫の度合いが強まっている中、我が国の農地が抱えている問題を解決し、食料供給力の強化と食料自給率の向上を目指す為、新たな農地政策を構築するもので、次期通常国会において関連法案が提出されることとなっております。主な内容といたしましては、農地の減少を防ぐ為の農地転用規制の強化、農地の有効利用を図る為の賃借権設定の要件緩和、さらには相続税等の農地税制の見直しなどとなっております。農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の防止や優良農地の確保、農地の有効活用などにつながるものと考えております。

次に、労働行政について、派遣切り等の現状についてであります。これまで市内事業所における派遣切りや期間工切りなどの雇い止め、また、他の地域から失業し本市へ戻

ってこられた方の実態については、ハローワークに確認したところ人数把握は困難とのことであり、実態が把握できない状況であります。

次に、労働相談についてであります。市として労働問題に関し、現在のところ派遣切り等の相談を受けていないところであります。

また、連合北海道美唄地区連合会が行なう労働相談業務では、平成20年4月から本年2月末現在で20件の相談が寄せられており、そのうち解雇に関するものが4件ありましたが、派遣切りなどについての相談はないとの報告を受けているところであります。いずれにいたしましても、今後とも労働関係機関などと緊密に連携し、労働相談にきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

次に失業者の保護申請についてであります。が、昨年12月以降で申しますと、派遣切りによる相談者が2名、うち1名は辞退、残り1名の方は保護の申請を行っております。

また、失業等によるものと思われるものも含め、相談件数が昨年12月以降2月末現在で181件あり、昨年度の同時期と比較して45件の増となっております。

次に市税の減免申請についてであります。平成20年度においては、これまで生活保護受給者を除き8名の方から申請があり、市税条例及び市税減免基準に基づき、生活困窮を理由とするものが2名、災害によるものが1名、その他の理由によるものが5名の合計8名について減免を決定しているところであります。

また、さまざまな事情で納税に困難が生じている方に対しては、納税相談を実施し、分

割納付などにより対応しているところであります。

次に、緊急雇用創出事業等の見直しについてであります。緊急雇用創出事業の事業費は、3カ年で約1,570万円となっており、平成21年度では防風林環境整備事業で約550万円、郷土史料館資料データベース化事業に約270万円、企業情報データベース化事業に約120万円を3事業合わせて940万円を予定し、新年度予算に計上しているところであります。

なお、防風林環境整備事業については、平成23年度まで継続し実施する予定であります。この事業の実施に当たっては、人件費の比率が事業費の7割以上、かつ新規雇用者のうち失業者の割合が75%以上で1人平均の労働日数が45日以上6カ月未満であること。労働者の募集は、ハローワークへの求人申し込み、または公募によること。市町村が直接実施するか、または民間企業等に委託事業であること、などの条件等が付されております。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金に対応する事業として、地場産品アンテナショップ運営事業を計画し、現在北海道に対し事業採択の申請を行なっているところです。本事業は、地場産品のアンテナショップを開設し、農産品や特産品などの展示販売や、地域資源の情報発信を行おうとするもので、3カ年で約2,900万円の事業費を見込んでおり、北海道から事業採択の内示が示された後に予算等の措置を行うこととしております。事業実施に当たっては、失業者に向けられる人件費が事業費の5割以上で、新規雇用する労働者の雇用期間は原則1年以上であること。労

働者の募集は、ハローワークへの求人申し込み、または公募によること。事業終了後も継続的な雇用が見込まれること。民間企業等への委託事業として実施すること、などが条件となっております。

公営住宅法について、施行令改正による収入基準等の変更についてであります。公営住宅に入居できる収入基準は、平成8年に月収20万円に設定されましたが、その後、全国的に低所得者や高齢者世帯が増加し、住宅に困窮する入居希望者の多くが入居できない状況にあることから、国においては、平成21年4月1日付けをもって月収15万8,000円に収入基準を改定するものであります。

また、収入ごとに8段階に区分されている家賃算定基礎額、及び区分ごとの上限額についても見直すものであります。

なお、このたびの改正に伴い新家賃額が旧家賃額を上回る既存入居者に対しましては、入居者の負担増に配慮して、平成25年度までの5年間で段階的に新家賃に移行するよう激変緩和措置が講じられているものであります。

次に、利便性係数についてであります。周辺地域の状況や設備等を勘案し、都道府県や市町村がそれぞれ定めるものとされております。北海道ではエレベーターが設置されている住宅について、居住性の向上による便益を家賃に反映させる為、利便性係数を改正しておりますが、本市においては、入居者のさらなる負担の増加を招かないよう、今回の改正には含めない事としております。

次に市政執行方針について、食の駅についてであります。これまで本市の経済の振興

や交流の促進が図られるような施設のあり方等については、調査検討してきたところであります。食の駅については、本市の強みである農業や食を中心に産学官と市民が連携し、特産品の開発、販路拡大等さまざまな視点に立って進める、食にこだわったまちづくりの一環として、食のフリーマーケットや農産物高付加価値化などの取り組みの成果を踏まえ、市民に親しまれ、また訪れる人にも魅力ある施設として整備していくことが必要と考えております。現在基本構想案の取りまとめを進めており、市民の皆さんの御意見を伺いながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、今年度の主な農産物の作況につきましては、農政部長から答弁させていただきます。私からは以上でございます。

●議長林 国夫君 農政部長。

●農政部長林信孝君 今年度の主な農産物の作況については私から答弁させていただきます。

今年度の主な農産物の作況状況についてであります。過去5年の平均反収との比較では、水稻は579キログラムで5.7%、小麦は536キログラムで23.2%、大豆は288キログラムで12.9%と、それぞれ増加しております。タマネギは4,738キログラムで8.2%、アスパラガスは275キログラムで25%と、それぞれ減少しております。以上でございます。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川議員 この場から何点かについて再質問させていただきたいと思っております。

最初にお聞きしたいことの1つは、いわゆ

る農地改革プランの問題であります。農地改革プランでは、国内の食料供給力を強化して食料自給率の向上を目指していくということが、この改革プランの中でうたわれているわけです。

しかし、食料供給力の強化と食料自給率の向上とは、どのように違うのかということでは、農水省では食料供給力の強化前提としているけれども、しかし、食料自給率を引き上げるということの具体的なプロセスは載せられていないわけです。農地改革プランでは、世界的な食料不安、食料供給の切迫の中で圧倒的な国民が食料自給率の引き上げを望んでいることを逆手にとって、あたかも食料自給率向上ができるかのような幻想を振りまいて、株式会社にまで農業参入ができるように農地法を変えようとしているわけであります。意欲のあるものに農地が集積されるようにするとして、法案の理念をいわゆる農地の有効的な利用の促進をあげて、その意欲あるものの範囲にはこれまでの要件を廃止して、農地そのものの所有は認めないけれども、だれでも農業に参入できるそうした貸借権を認める、そうした内容になっているわけです。食料供給力の強化のために必要な農地を確保するという、このためとして、法案では農地転用の規制と罰則を強化しています。

しかし、実際には転用規制強化は実際には企業の参入を想定して、農地が荒れることを懸念する農民や関係機関を納得させるものにはなっていないわけです。所有権は認めないとしていますけれども、民法上貸借の期間は20年以下ですが、これを農地に限っては50年以下といういわば半永久的とも言える内

容を持っているわけです。言ってみれば事実上の所有権と同じようなものになるわけです。

しかし、この貸借の基準となっている市町村の標準小作料を配収することになっていることから、実際に貸借している農地も含めて、農業を営んでいる農民から参入しようとする企業がその分を奪いかねないことも懸念されるわけです。

また、何年分もまとめて払うからと、より安く借り受けることもあり得るわけです。

また、意欲があればだれでも農業ができるのかという問題もあります。今現在農業を営んでいる方のほとんどは、自然を相手にする農業に対する愛着を持っており、経営を守るために当然のこととして努力を惜しみませんけれども、損得だけで農業しているわけではないわけです。あわせて共同で水路管理や環境整備などの作業も行っていますけれども、企業が参入した場合にはこのような共同行動の妨げになることが懸念されるわけであります。

2005年にこの貸借による農外企業の参入が拡大されて、全国で281社、これは昨年の3月現在ですけれども、81社が進出したわけですが、その中で赤字経営が63%に上っております。これは昨年8月の全国農業会議所などのアンケート調査でわかったわけですが、そのうち既に38社が撤退すると。これは、昨年9月の農水省の調査で明らかになっているわけであります。千歳では以前にオムロン関連の会社がトマト栽培を手がけて、大規模のガラスハウスが作られました。ところがその会社が破産して、次にまた別な会社が入ってきましたけれども、そ

れも撤退し、残されたガラスハウスを維持する為に1日15万円の燃料代がかかり、その後の処理に農業委員会が苦慮している。こうした実態も明らかになってきているわけであり、農地改革プランは、農業を発展させるものではなくて、一般企業の参入を容易にするものであって、企業が自由に参入すれば、家族経営が破壊されていくものと考えられるわけであり、こうしたことから、この法案を撤回するよう国に対して強く働きかけるべきだと、このように思うわけですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、労働行政の問題ですが、今全国的に失業者が非常に多くなっているわけですが、そうした中で、派遣切りだとか、あるいは期間工切り、そうしたものばかりでなくて、さまざまな形での失業の形が出ているわけですが、そうした中で生活保護の相談などに来る人達、本当に市役所の福祉課に行くということは、その人にすれば非常に勇気のいることだと思うわけですね。よくよくのことでないと切羽詰った状態になって初めて市役所の方に相談に来るといった状態があるわけですが、そうした中で、市の職員の対応としてはそうした実情を十分勘案しながら、本当に必ずしも生活保護が認められるかどうかということは別にしましても、その人が生活の見通しを失って、そして止む無く市役所に相談に来るといった場合が多いわけですが、そうした人たちに仮に生活保護が認められない場合であっても、その人の生活に見通しを立てられるような、展望を持てるような、そうした相談をしていくことが必要でないかと思うわけですが、その点に

ついての対応に対して、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業の見通しの問題ですが、こういう話が出た時に、それから定額給付金の問題がいろいろ世間でも話題になった当時の話なんですけども、その事とあわせて、美唄での財政再建健全化計画、そうしたものの兼ね合いで、市民の中ではいろんな話が飛び交ったわけです。この定額給付金が麻生首相がそれをもらうのはさもしいと言ってみたりね。経済対策のためにももらうと言ってみたり、かなり迷走しているわけですが、そうしたことも含めて、この定額給付金の使い道ということでは随分いろいろ世間を話題になったわけです。そうした中でいろいろな人たちの話の中で、美唄で言えば定額給付金が4億4,614万何がしと。また、地域活性化生活対策臨時交付金が2億7,925万とかという金額があるわけですが、しかし、一方では、病院の特例債に8億3,000万を借りると。そしてそれを将来にわたって返していかないとならないという事があって、いろいろな人と人との会話の中で、定額給付金を個人個人に渡さないでこれを一括して地域活性化対策交付金と合わせて、そのほかに緊急雇用対策事業だとか、そういうものを入れれば、8億3,000万の国から借金しなくともやっていけるんでないかというような意見を言う人たちもいたわけです。実際にはそれはいろんな事業の性格の違いもあったりして実現できないことですが、

しかし、今のこの美唄市民の中で非常に今のこの生活、かなり深刻な状態にある。また、

将来にわたっても、いろいろ市民負担が重くなっていく、そうしたことを憂慮をしている中で、できないけれども、そうした何て言うんですか、冗談交じりみたいな形でいろいろな話が出て来るわけです。それだけ今の市民生活切迫した状況にあると思うわけですが、私はこうした交付金の事業を検討していく上で、そうした住民のさまざまな要望や意見、そういうものを是非切実な要求については、ぜひとも取り上げて行ってほしいという具合に思うわけですが、そうした住民の要望や意見に対して、市の方ではどのように対応しようとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に住宅の問題ですが、施行令が変わって、いわゆる収入基準が変わることになるわけですが、どういう部分が家賃にどうはね返ってくるのかということ言えば、家賃の減免の上限を7万3,000円から7万1,000円に引き下げるという事。それから、家賃の減免制度はこれまで生活基準をもとにして適用範囲を決めてきていたんですが、それを直近の基準にするということで、国の方での審議会の答申があったわけですが、それを受けてこの4人世帯では政令月収で7万3,000円を年額にすれば、313万円に下げられるわけです。さらにこれまで収入から除外されていた、いわゆる労災による障害年金、遺族年金も収入として認定することになっているわけです。北海道全体で見ますと、この道営住宅の中で、6,600世帯が月額200円ないし8,000円の値上げになると。それから、6,800世帯が月額100円から700円値上げ

すると。これが全道的な状況、道営住宅の状況なわけですが、美唄の場合個々の場合で言えば、そうした基準の変更、あるいはさまざまな個々の家庭の家族構成だとか、収入の変化だとか、そういうこともあって、単純に1世帯幾ら上がるということはなかなか計算しづらいところもあるかもしれませんがね。やはり美唄でも市営住宅が1,052世帯、また、道営住宅では202戸、そういうところに人は住んでいるわけですから、非常に大きな影響があるわけですね。

お聞きしたいことと言えば、1つはいわゆる施行令の改正に伴って市営住宅の家賃が入居者に及ぼす影響、特に低所得者に対してどのような影響を及ぼすのかお聞きいたします。

2つ目は、いわゆる収入区分の変動があったわけですが、これまでに認定されてなかった分が認定されたりして高額所得者になったという場合も出るわけですが、その場合は、市営住宅を出なければならない、そうした世帯も出てくると思うわけですが、そうしたものに対してどのような扱いになるのか、お聞きいたします。

3つ目は、この市営住宅に入居できる収入基準、これが引き下げられたわけですが、これによってこれまで入居できたのが入居できなくなるという世帯も出て来るわけです。そうした世帯がどのぐらいになるのか、その点についてお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問に順次お答えします。

初めに、農地改革プランについてですが、この改革プランでは、農地の賃借権の

要件が緩和されることから、企業による農業経営の参入が拡大するものと考えられます。しかしながら、農地の集団化や周辺地域の農業の効率化などに支障が生じると思われる場合は、農業委員会が許可しない要件を新たに設けておりますので、こうしたことも踏まえ、農業委員会と連携を図りながら、農地の保全と有効活用に努め、地域農業の発展と活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、保護申請についてであります。厚生労働省では平成20年度生活保護の実施要領の改正において、新たに規定を創設し、申請権を侵害しないことや、関係機関との連携により、要保護者の発見、把握に努めることなどについて留意する旨の通知がありましたので、このことも十分に踏まえ、きめ細やかな対応に努めております。

次に、労働行政についての市民要望などに対する対応についてであります。本年度の国の第2次補正予算に伴う事業の選定に当たっては、全庁的に課題を調査し、その緊急性や優先性、雇用効果などを総合的に勘案し、決定をしたところであり、今後国の交付金などの事業の選定に当たっては、市民や関係団体等のニーズを十分に考慮してまいりたいと考えております。

次に、施行令改正に伴う入居者への影響等についてであります。平成20年度で申し上げますと、既存入居者945世帯のうち家賃に影響が出ない世帯は約67%634世帯、家賃が減少する世帯は約16%155世帯、家賃が増加する世帯は約17%156世帯となる見込みであります。

なお、旧政令の1段階で、月収が0円から

12万3,000円に該当する794世帯のうち家賃が増加する世帯は約3%26世帯となる見込みであります。

また、収入区分の変動により新たに高額所得者となる場合には、5年間は改正前の基準が適用されることとなります。

次に、入居収入基準の変更により、市営住宅への応募ができなくなる世帯は平成20年度の応募者から見ると、5世帯程度と考えられております。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川議員 1点だけお聞きいたします。いわゆる労働行政の中で、生活保護の申請の問題ですね。今、全国的にもいわゆる派遣切り、非正規社員が首切られるという問題で行き場がなくなる。お金もないし、寝泊まりするところもないという事で、仕方ないから路上に寝るかということだとかね。そういうことも各市で起きているわけですね。そうした中で、厚生労働省はそうした場合には、緊急避難という形であっても各自治体が生活保護を認めるようにしなさいと、認めなさいという指示を各自治体にそうした通達が出されていると思うんですよね。そうした扱いについて、本市ではどのような扱いになっているのか、その点についてお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。失業者の保護申請についてですが、派遣切りによる住所がない方からの申請があった場合は、居所を定めて申請できることとなっていることから、その場合は関係機関と連携を図りながら適切に対応して参りたいと考えております。

●議長林 国夫君 ここで2時40分まで休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2009年第1回定例会に当たり、大綱2点について教育長に質問をいたします。

1つ目は、議会初日に行われました、教育行政執行方針についてお尋ねをいたします。

1年間美唄市教育委員会として、どんなふうに教育行政を進めていくかという、これが具体的、あまり具体的ではないかもしれませんが、その大綱が示されて、それに沿って仕事をされるということですので、これについて順次お尋ねします。

その1つ目は、小中学校教育ということにあります。この中に「教職員と児童生徒、教職員相互のより一層の信頼関係」という言葉が出てまいります。この上に立った学校教育活動を推進するというふうにあります。その信頼関係をどう築くかということについて考え方をお尋ねをいたします。教師が児童生徒を指導するに際して、信頼関係ができているということは基本だと思います。これを築くことができれば、日常の教育活動のほとんどは順調に進む事ができると思います。教師が信頼されるには、どのような指導姿勢で児童生徒に接する事が大切というふうにお考えになるか、そのことをまずお尋ねをいたします。

そうはなりたくない姿として、子ども達の信頼を全く得られない場合というのがあります。これはその原因を教師が自ら静かに振り返って、謙虚な気持ちで自分の指導を反省する、そういう姿勢が基本だと思いますが、いかがでしょうか。それで原因がわからない場合は、仲間の教師達に相談をする、率直な助言をもらおうという、そういう事で方向が見える場合もあると思います。しかし、なかなか原因が見つからない事もあります。そういう場合の解決策をどのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

また、この方針の中では、より一層の信頼関係という言葉も出てまいります。そのような状態というのは、どんな指導の中で形成されるのか。これもお尋ねします。今年の方針は、より一層の信頼関係の上に立った学校教育活動推進とあります。全ての学校で、より一層の信頼関係が実態としてあるという前提とも受け取れるわけですがけれども、そういう受け止め方でよろしいのか、そのこともお聞きをいたします。

2つ目は、今お尋ねしたすぐ直後に、「学校教育活動を推進すると共に、学校支援地域本部事業の推進により」と出てまいります。これについては、12月議会で同僚議員の一般質問で取り上げられた中身もあるわけですがけれども、改めてその内容について、説明をお願いしたいというふうに思います。この事業を具体的にどう推進をし、どの辺りを到達目標にしているか、そして、学校や教職員がこのことにどのように関わるのか、これも質問をいたします。

3つ目は、新学習指導要領の移行期の作業

ということが出てまいります。新しい学習指導要領の変更内容の骨格をお尋ねをしたいということと、移行期の考え方について、その内容、そして、方針の中にある円滑な移行と言うものの具体的な姿をお聞きをいたします。

2つ目は、確かな学力の向上についてお聞きをいたします。この方針の中には、標準学力検査や全国学力テストを活用し、学校と一体となって学習指導の改善を図るというふうにあります。これらは19年20年と取り組まれた中身でありますので、その取り組みの状況と21年度の計画をお聞かせをいただきたいというふうに思います。この記述の中では、基礎基本の確実な定着とそれらを活用する力の育成を目指した事業の展開、児童生徒一人ひとりが学ぶ意義を理解すると共に、きめ細かな指導により、わかる喜びを実感し、学ぶ意欲の向上や学習習慣の定着が図られるよう努めると、全くそのとおりだというふうに思います。しかし、標準学力検査や全国学力テストを活用して、19年20年と取り組まれた具体的な状況、それをお聞きをしたいということです。それからもう1つは、総合的な学習の時間の取り組み内容をお尋ねをいたします。移行期の取り組みによるということ言えば、時間数の変更もあるかと思いますが、概括的な取り組み内容をお尋ねします。キャリア教育についても説明をお願いします。

3つ目として、豊かな心の育成についてお尋ねをいたします。少し古いんですが、平成8年度の執行方針を見たんですが、この中には、「特別活動については、望ましい集団活動を通して、自主的実践的な態度を育てること

が大切です。この為、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の人的な触れ合いを基礎とした学級活動、児童会、生徒会活動やクラブ活動を積極的に進めるための指導に努めると共に、家庭や地域社会との連携を深めて、各学校の創造的で特色ある活動を推進する」ということが書かれてあります。今回の方針には、学級活動、児童会・生徒会活動などに触れた部分がありません。これらについての考え方をお尋ねをしたいということです。この豊かな心の育成については、方針の3ページに書かれておりますけれども、ここで触れられている中身と今申し上げました特別活動に関する内容、この関わりがどんなふうにお考えになっておられるのか、そのことをお尋ねをいたします。

次に、健やかな体の育成という項目があります。子ども達が自ら喜びながら健やかな体を育成することになるものとしては、学校とは関係ないんですけれども、遊びがありますね。子どもは遊ぶのが仕事だという言葉もあります。学校教育と直接関わらないんですけれども、この遊びというものについての考え方をお聞きをしたい。そして、この項目の中にある新体力テストの実施というふうにはありますが、この新体力テストを必要とする考え方についてお尋ねをいたします。

次に、5つ目として、信頼される魅力ある学校づくりという項目についてお聞きをいたしますが、その1つは、学校評価の充実により、学校運営の改善に努めるという事で、信頼される魅力ある学校づくりというものと、学校評価を充実させるということとの関わりについてお聞きをしたいということです。

2つ目は、地域ぐるみの危機管理体制の確立という事があります。これについても学校の関わり方ですね。これについてお尋ねをいたします。

それから、特別支援教育であります。障害のある子ども達のニーズに応じることは、私は、安心して登校ができる、そして安心して学習ができるということだと思いますけれども、その体制づくりに取り組む姿勢をお聞きをしたいということです。

3つ目は、教職員の研修機会の充実ということが取り上げられております。これは、こういうふうに表現されています。「このため、校内研修の充実や、学校職員評価制度の活用を通して、個々の教職員の意欲をより高めるとともに」というふうにあります。校内研修の充実は理解をいたします。ただ、学校職員評価制度の活用が、個々の教職員の意欲をより高めるといふことになるということには甚だ疑問を感じるところです。これは、今年の6月議会だったでしょうか、一般質問で取り上げさせて頂いてお尋ねをいたしましたが、学校職員評価制度が行われることによって、かなり負担が具体的に増えるという内容だといふふうに理解をしておりますので、この事の充実、活用ということが研修意欲の高まりにつながるというふうにはなかなか理解し難い、その点をお尋ねをしたい。そして、ほかのことも書かれておりますけれども、私は前にも現在の学校の教職員が極めて多忙の毎日を過ごしているということを取り上げてお聞きをしました。12月議会でも同僚議員がこの問題を取り上げられましたけれども、何と言っても日常的に非常に仕事の上で余裕がな

い、こういう状況の中で意欲を持って研修に取り組むというのは大変難しいというふうに考えるわけです。そういう多忙化する日常で、資質の向上を図るといふことの可能性をどのようにお考えになっているか、お聞きをしたいということです。

大綱2点目は、卒業式、入学式のあり方について、お尋ねをいたします。

その1つ目は、日の丸・君が代の強制についてであります。これも12月議会でも取り上げさせて頂きましたが、まず、卒業式、入学式の意味とその内容について考えてみたいというふうに思います。卒業式というのは、卒業する児童生徒、そして入学式は新たに入学する児童生徒が中心になる行事、主人公の行事ですね。卒業式では、小学校であれば、一人ひとりの子どもが6年間のいろいろな思い出、親しんだ担任の先生や学級の友達との別れ、今思い出に変わろうとしている校舎やグラウンド、初めて経験する複雑な思いの中での別れというもの、一方、6年間という時間を終える達成感、4月から始まる中学校での生活への期待と不安、自分に関わってくれた人達へのさまざまな思い、感情としては喜び、満足、希望、不安、別れの悲しみ、感謝、期待など複雑に入り混じったものがあると思います。保護者の方々としては、6年間の、あるいは誕生からの12年間の体験や思い出で一気に胸がいっぱいになる。大きな喜びは当たり前として、思えば実に多くのドラマがあったことをかみしめる、我が子への心からの祝福と我が子を称える気持ち、この子の成長に関わって来れたことへの感謝などがあるかと思えます。学校としては、この最大の行事

を全体の祝福の気持ちをどう表現するか、会場はもちろん、玄関、廊下、校門の看板までどんなふうにあるべきかを考えて準備をするわけです。在校生や先生方の祝意が表れる式での組み立てをする。前日までに準備を進める子ども達の歌の練習や、式を組み立てる流れの練習などが重ねられて、段々と完成された卒業式に近づいていき、そしてその喜びの日を迎えるということになりますね。中学校であれば、3年間を振り返ったときに、友達と心を通わせた日々、学習が難しかったこと、受験で悩み考えたこと、思い出がいっぱいに詰まった修学旅行、練習の苦しみをみんなで乗り越えた部活動、親との苦い経験などなど、短い3年間ですが、たくさんの自分の歩みの跡がそこにはあると思います。そして今日最後にそれぞれの道へ向かって進む為の別れというものがあるということです。

入学式では、卒業生を送り出した学校が、新しい年に新しいメンバーを温かく迎える、これも学校としては大きな行事です。小学校は、学校という場に初めて自分を置く子ども達を、安心と喜びを感じてもらおうように迎え入れるために学校を挙げて努力をします。1年先輩の新2年生が、1年前の自分達の経験を胸に、先頭になって心からの歓迎をしますね。参加されている保護者の皆さんが安心してこの学校なら我が子を預けることが出来ると、そう思ってもらうことも大切です。会場になる体育館をどのように設営するか、新入生の笑顔を思いながら、知恵を絞り工夫を凝らすと思います。

中学校のことまで言いませんが、このような卒業式あるいは入学式の中に国歌斉唱とい

う形で君が代が入ります。そして会場には、周囲の設営飾り付けとは関係なく、日の丸を中心に3旗が下げられます。学習指導要領にそのことがあるからという理由です。卒業式のあるべき形や内容からの発想ではないと私は思います。国旗国歌法の制定や、学習指導要領における記述の変化などを見る時に、教育的な考え方は残念ながらほとんど見えません。国旗国歌法の制定直後からの全国での一斉の強制の動き、突出した東京の状況、教育の場で地域性を考え、学校それぞれのあり方論議を経て方向を探るような動きは皆無で、問答無用の権力行政むき出しのものだったと思います。全国的に見れば、この問題で議論することすら諦めてしまっている状態が一般的です。卒業式、入学式では無条件で日の丸が会場の中心に掲げられ、全員起立で君が代を斉唱する。小学校入学から、この経験を積み重ねた子どもはどんな大人になっていくでしょうか。何事であれ、異論があればそれを口に出し、自らの考え方で行動する、そのことを教えないまま成長していいのでしょうか。日の丸・君が代は絶対の存在であると、このように考える大人になったら、大日本帝国憲法下の天皇制国家と同じことになります。これらについて考え方をお尋ねをしたい。

もう1つは、憲法と1947年にできた教育基本法、現在の教育基本法とは違いますね。日の丸・君が代の強制の関係についてお尋ねします。日本国憲法は、国民主権を柱にすえています。12月にも申し上げましたが、日本国憲法の誕生は、憲法改正による形はそうですね、憲法改正によるものですが、実際には全く新しい憲法の誕生で、求める理念も大

日本帝国憲法とは別物の新しい国の姿になりました。思想良心の自由も保障しています。2年3カ月前に強行された教育基本法改正は、そのよりどころとなる憲法が何の変化もないのに、勝手に下位の方だけを変えるという極めて乱暴な行為でした。内容は、憲法の理念を消したり、捻じ曲げたりする信じがたいものとなりました。この歴史に残る悪行の指揮をとったのは、あの安倍総理でした。勝手な思い上がりで郵政選挙で生まれた300議席の衆議院での圧倒的な優位を利用して、多くの教育関係者の反対や慎重審議の声を無視しての強行でした。強引な国会運営はこの後も続き、国民の多くは安倍総理と彼のお友達内閣の危険な性格を見抜きました。7月の参議院選挙では、歴史的な大敗を喫し、現在のねじれ国会と呼ばれる状態をつくることになりました。選挙に敗れた責任をとることもなく、総理の座に居座り続けた安倍さんは、間もなく過去に例のない無様な退陣をすることになりました。彼が声高に唱え続けた憲法改正は、その後、誰も口にしなくなりました。今はそういう状態です。

12月にも申し上げたことと重なって申しわけないんですけども、こんな乱暴な政治手法によって誕生した現行教育基本法ですが、法は法として扱われ、判例教育三法の改正も行われ、改正教育基本法を受けた学習指導要領の改訂も行われました。これがその移行に入ることです。昨年取り上げました教員免許の10年での更新制度もこの関連法改正によるものです。これまで何の問題もなく運用された制度が突然変わってしまっ

て、教員が続けられなくなりました。合理的な理由づけは全くありません。こんな理不尽なことが法の名で行われていいとは思いません。改定学習指導要領も多くの問題を抱えています。愛国心だけの問題ではありません。これまでの議論で、この日の丸・君が代をめぐる議論で、学習指導要領に規定されているからとの考え方が教育長から述べられてきました。しかし、それを言うなら憲法を守る考え方が第1に来なければならないと私は思います。子どもも大人も、一人の人間としてその人権を尊重する、これが大前提になるはずで

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、小・中学校教育についてですが、信頼関係づくりについてですが、教職員が児童生徒との間で信頼関係を築くためには、受容と共感の姿勢を基本にして、子どもの側に立った指導を行うことが大切であると考えております。

また、教職員相互の信頼関係づくりのためには、情報を共有し、一人で悩みを抱え込むことなく、気軽に相談することができる風通しの良い職員室づくりが重要であります。そのため、校長・教頭が率先して教職員に声を

かけ、信頼関係を積極的に構築していくよう努めてまいります。

次に、学校支援地域本部事業についてありますが、地域のかやボランティアの活用により学校を支援し、教職員の負担を軽減することにより、教師と子どもが向き合う時間の充実を図っていかうとするもので、平成20年度から3カ年の国からの委託事業として取り組むものでございます。本市においては、昨年12月に国からの採択を受け、南美唄をモデル地域として取り組みを開始したところであり、20年度事業としては、実行委員会の立ち上げ、事業内容の理解、ボランティア登録への啓発、周知活動に取り組んだところでございます。事業の組み立てとして、1つには、学校を中心とした地域にあるさまざまな関係団体のつながりを強化し、青少年の育成事業や、地域の見守り、環境整備などの支援に結びつけていくこと。

また、2つ目には、学校が求める人材の発掘や養成を行い、ボランティアにより学校を支援していくデータベースを構築していくことを考えており、この2つを柱として平成21年度、22年度の2カ年で、旧西美唄中や、旧茶志内中を含めた中学校区を単位とした6地域に活動を広げていかうとするものでございます。

次に、新学習指導要領の移行期についてありますが、平成21年度から移行期間に入り、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から新学習指導要領が完全実施されます。これは、現行学習指導要領から新学習指導要領にスムーズに移行するための措置であり、できることから先行実施することを基本

とし、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間は21年度から、理科、算数、数学は一部を追加して実施します。

また、小学校は5、6年生に新設される外国語活動は、美唄市では21年度10時間程度、22年度20時間程度を先行実施してまいります。新学習指導要領における生きる力の育成という基本理念は変わらず、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視しております。特に各教科における基礎的、基本的な知識・技能の習得や、それらの活用を図る学習活動を充実する観点から、授業時数が増加されます。

次に、確かな学力の向上についてありますが、初めに、標準学力検査や全国学力学習状況調査の取り組み状況につきましては、各学校ごとに自校の分析、考察を行い、学校改善プランを作成して、学習指導の改善を図っております。平成21年度につきましては、標準学力検査実施4年目となり、初回受験した児童生徒が2回目の受験を迎えることから、プロジェクトチームを立ち上げ、これまでの学習指導の改善状況の検証を行うこととしております。

次に、総合的な学習の時間についてありますが、授業時数が段階的に縮減されることから、各小中学校においては、これまでの実践を整理して、目標に照らし合わせながらの活動内容の見直しが必要になります。

また、中学校におけるキャリア教育については、生徒の職業観や労働観の育成を目指した職場体験学習として、市内外の企業や事業所等と連携しながら進めているところでございます。

次に、豊かな心の育成についてであります
が、学校教育において豊かな心を育成する為
の大きな柱は、全教育活動で行われる道徳教
育と、児童生徒の受講指導力の育成を図る生
徒指導であると認識しているところでござい
ます。

また、学級活動や児童会、生徒会活動、ク
ラブ活動等の特別活動につきましても、他者
との関わりを通して個性を伸ばし、豊かな人
間性や社会性、自立性を育てるものと考えて
いるところでございます。

次に、健やかな体の育成についてでありま
すが、子どもにとっての遊びは体力、運動能
力を始め、人間関係づくりや社会性、自主性
や創造性などを培う大切な時間であり、心身
の健やかな発達にとって無くてはならないも
のと認識しているところでございます。

また、全国体力運動能力運動習慣等調査に
つきましては、各学校が、各児童生徒の体力
の状況を把握し、児童生徒への教育指導の改
善等に役立てるものと考えているところでご
ざいます。

次に、信頼される魅力ある学校づくりにつ
いてであります。初めに、学校評価の充実
により、開かれた学校づくりがより一層進め
られることが大切であると考えております。
この為、学校が自ら保護者や児童生徒の思い
や願いを把握し、評価することにより学校改
善に役立てるとともに、地域にとってより学
校を身近に感じてもらえるよう、学校が教育
活動情報を広く発信していくことが、信頼さ
れる魅力ある学校づくりにつながっていくも
のと考えております。

次に、地域ぐるみでの危機管理体制の確立

につきましては、学校を中心とした、地域関
係団体等の連携が重要となってまいりますの
で、学校支援地域本部事業の取り組み等を通
じて、地域全体で子どもを見守り、育む取り
組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、障がいのある子どもへの対応につ
きましては、学校において個々のニーズをしっ
かりと把握し、対応を行うということが大切
であると考えております。この為、市内学校
関係者、保育所、幼稚園、行政関係者等で組
織し、特別支援教育に関する研修や個別支援
について検討を行う、美唄市トータルマネジ
メント連携協議会の機能の活用や、美唄養護
学校との連携により、障がいのある子ども達
への支援の充実に努めてまいりたいと考えて
おります。

次に、教職員の研修機会の充実についてで
ありますが、学校職員評価制度につきまして
は、教職員それぞれが1年間の目標を設定し、
校長等との懇談や指導・助言を通して、自己
の取り組みを客観的に把握することにより、
自己啓発に結びつけることなどを狙いとして
おります。この取り組みが適切に行われるこ
とにより、学校職員の意欲や資質が高められ
るとともに、学校内における信頼関係がさら
に構築され、学校の活性化が図られていくも
のと考えております。

次に、研修につきましては、児童生徒の指
導に携わる教職員は、専門職として自らの資
質向上を図ることが必要であると考えており
ます。

また、長期休業中の研修につきましては、
積極的に推進すべきものと考えております。
その実施に当たっては、その教員に必要であ

るか、研修としてふさわしいものであるかという視点から、校長の承認を得て行うものと考えております。

次に、国旗・国歌についてであります。卒業式は、卒業生の巣立ちに際して、これまでの学業に努めた成果を認め、これからの前途を祝福する場であり、また、入学式は、新入生にこれからの学生生活に希望を持たせる場であると考えているところでございます。これらの学校行事は、児童生徒はもとより、教職員、保護者、地域の皆さんにとって、大きな節目として、思い出に残るものであり、その目的や意義を踏まえて実施することが重要であります。

次に、学校教育における国旗・国歌の取扱いにつきましては、法令に基づき適正に実施することが大切であると認識しているところであります。もちろん憲法につきましても、教育基本法の前文においても、「ここに我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開いていく教育の基本を確立し、その振興を図るためこの法律を制定する」とあり、日本国憲法を遵守するのは当然の前提だというふうに考えているところでございます。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 一通り答弁をいただきましたが、大体もう一度お尋ねをさせていただきます。

1つ目の小中学校教育についてですが、信頼関係ということで考えますと、学校における校長の果たす役割が大変大きいということを常々申し上げてきました。そのため、校長の考え方というものが職員の気持ちに通じるものがあるかどうか、それによって信頼

関係が築かれていくかどうか、これが決まってくるというふうに私は思っています。この考え方について、どのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

それから、学校支援地域本部事業ですが、言われている事柄については理解しました。この事業が、南美唄地域で既に着手されているということでもありますけれども、これが市内全体に広がるということになるわけで、この事業を進めるために新たな負担が学校にかかるということになれば、一層教職員の多忙化が進むということになるわけでして、そうならないということにすべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから、小学校の外国語活動について、具体的に始まるということをお聞きをしました。従来、小学校では外国語指導をすることは、行なわれていないわけでありまして、美唄の小学校での準備の状況がどんなふうになっているか、そのことをお尋ねをしたいというふうに思います。

次は、確かな学力の問題ですね。標準学力検査のことをお聞きをしました。もう1つは、全国学テですね。正式な名前ではありませんけれども、私は、これを続けるということについては、ちょっと意義が認めがたいという考え方を持っておりまして、過去にも申し上げましたが、中止すべきでないかというふうに考えています。この点について改めて考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、豊かな心の育成についてです。これは、豊かな心の育成という言葉、確かな学力とか、言葉で表現していきますけれども、豊かな心の育成ということについては、学級

活動ですね、それから児童会、生徒会の、児童会、生徒会とくくって言ってしまいますけれども、その内容は、かなりいろいろな分野にわたると思います。非常に幅の広いものです。それから、クラブ活動とこういうものが大きな意味を持つというふうに考えています。今回の教育行政執行方針でそれらについては、触れられていないということについては、ちょっと疑問を感じざるわけなんです。それで、その点についていかがかなということをお尋ねをしたいということです。

これは、改めて申し上げますが、「豊かな心の育成につきましては、道徳教育や生徒指導の充実を図るとともに、自然体験やボランティア活動など、地域の人々と多様に触れ合う機会の充実に努めてまいります。また、いじめ、不登校、問題行動などに対応するため、命を大切にすることを推進するほか、児童生徒の小さな変化を的確に捉えるための教育相談機能の充実を図り、問題の早期発見、早期対応に向けて、学校、家庭及び関係機関の連携強化に努めてまいります。」後段の部分のいじめ、不登校、問題行動などへの対応ということでは、今この問題これらの対応を避けて通ることはできないという状況だということとは十分承知しています。これらについては、なんら私としても異議を申し上げるつもりはありません。ただ、前段の豊かな心の育成については、道徳教育や生徒指導の充実を図ることが、まず一番先に出てくるわけですね。私が子どもの親だとして、そして我が子の学校生活に何を望むかということを考えてきたときに、毎日学校へ喜んでいくと、できるだけ早く学校へ行こうという事で、喜んで行

くということは、子どもが喜ぶ要素が幾つもあるということだと思っただけですね。これが豊かな心を育てるといふことの教育に対する学校の構えとして、まず道徳教育であるといふふうに出てくるといふのは、何とも抵抗があるといふことなんですね。ただ、道徳教育といふのは非常に広い意味を持つといふことも承知はしています。とかくはその道徳教育といふと、その時間割の中に組み込まれた道徳の時間といふものをどうしても考えがちなものですから、あるいはそういうことではないのかもしれない。それから、生徒指導という言葉も、かつては生活指導という言い方をしたんですけれども、それが生徒指導という言い方になってきたんです。それは経過があるわけですが、そうすると、子どもの育ちを待つというよりは、指導が先行するという感じが、この言葉にもやっぱりあるんです。私の経歴からする抵抗感というのが、そこにはあるのかもしれない。ほかの方とは違うものが。ただ、どうしてもさっき親が何を望むかといふふうになったときに、喜んで行くといふことは、子どもが学校で伸び伸びと活動できることだと思っただけです。伸び伸び活動するといふことを道徳教育といふもの、あるいは生徒指導といふのはどうしても一定の枠があると、枠付けの中で子どもを指導しようという感じがぬぐえないといふものがあるものですから、それよりは、やっぱり学級活動とか、児童会、生徒会活動とか、クラブ活動とか子ども達が自分達で作り上げていく活動といふものに、もっと力が注がれるといふことが基本ではないかなと、そういう疑問を持つわけなんですね。それでそこ

の考え方をお訪ねをしたいということです。これも昨年と大した変わらないんです。ただ、新学習指導要領では、やはり道徳教育に力が入るようになってきているんですよ。学習指導要領が変わることによって、やっぱり各教育委員会が打ち出す方針にも変化が見えてきているという部分もあるかと思います。その辺の考え方をお聞きをしたいということです。

それから、次の健やかな体の育成の問題ですが、今いただいた答弁について何の異議もありません。美唄はそこまで当てはまるかどうか分からないですけども、よく言われることは、今の子どもには遊びの時間が少ない。子どもはうまく遊んでいるのかもしれませんが、遊んでないように見せかけて。子どもというのはそこら辺はなかなかうまいですから、しかし、やっぱりもっと子どもが少なくなったというのかもしれないですね。街灯で遊んでいる子どもがほとんどいないというのが実態だと思うものですから、遊びの時間というものを、子供たちが持つというのはなかなか難しいかなとも思うんですけども、美唄の子どもたちについては、まだ深刻な状態ではないよというふうに受け止めていいのか。その辺、教育委員会として、どんな受けとめ方をされているのかお尋ねをしたいということです。それから、信頼される魅力ある学校づくりのことでありますが、開かれた学校にすることに依存はありません。ただ、教師の学校評価の充実によりというくだりで、ちょっと質問させてもらったものですから、さっきもちょっと言いました学校職員評価制度というのが始まったんですね。

それから、給与について言えば、査定昇給

制度というのが始まって、これも評価の対象になるということ言えば、教師の周囲には、評価、評価、評価というものが幾つも一気に表れたという感じなんですね。これも改正教育基本法と関わりがあるのかなと、一々検証していませんけれども、そういう疑問もあるんですけども、常に評価されるということを考えながら活動しているということになれば、それは、教師が伸び伸びと活動することにはならないのではないかと、常々申し上げていますが、教師が伸び伸びしない学校で子どもが伸び伸びはしないと。親の願いは、やはり子どもが伸び伸びと学校で活動してほしいということだと、そういう点であまり評価、評価というのはいかがなものか、心配しなくていいのかなと、そういう懸念を持つという事でお尋ねをしております。

それから教職員の研修の問題です。今答弁をいただきましたけれども、私は今のような答弁ではちょっと賛成しかねるという気持ちでおります。果たして本当に学校職員評価制度は、今のお話のように機能するのだろうか、これは甚だ疑問だなという事ですね。学校の中での信頼関係の実態というものを含めて疑問があります。ということで、もう一度お尋ねをしたいということです。

それから、卒業式、入学式の問題ですが、常々言われる学習指導要領については、何回も申し上げていますから、余り言いませんけれども、大綱的基準ならば認められますよという考え方、私はその旭川学テ裁判での最高裁判決をよりどころにしたいという考え方に立っています。ただ、その後、最近の裁判の動きで言えば、卒業式、入学式での不起立と

か歌わないとか、こういう問題の裁判では、新たな判決が出ている。それは、歌うことや起立を求めることに問題はないということを経最高裁が言っているんですね。教育委員会が求めても、校長が求めても、それは問題ではないという事で、訴える側からすれば、敗訴という結論が出ています。私は、この最高裁判断については、小法廷判断ですけれども、憲法に真正面から取り組んだ判決とは思えない、かなり政治的な色合いがあるのではないかなど、私自身はですよ、そういう考え方をしています。日本国憲法のもとで、日本人として育ててもらい、そういう姿勢で教育を行うということになるのであれば、憲法をしっかりと受け止めた日本人として育てるべきだというふうに思います。自分の考えを持つ、それに従って行動できる、場合によっては主張もできる。そういう一人の国民に育てなければならない、間違っても強制による指導、指導という言葉が当たるかどうかわかりませんが、これをすべきではないというふうに考えます。教師についても、個々の考え方は尊重されるべきが当然だというふうに考えますが、そのことを改めてお尋ねをしたい。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、小中学校教育についてであります。初めに、教職員相互の信頼関係づくりにつきましては、校長は学校の最高責任者として、自らリーダーシップを発揮し、学校の教育目標達成に向けて、教職員に指導、助言しながら信頼関係を構築することが重要であり

ます。その為に、日常的に教職員とのコミュニケーション、意思疎通に努め、教職員個々の考えを把握しながら、校長の経営方針の共通理解を図るよう、校長会や学校訪問等あらゆる機会をとらえて指導としてまいります。

次に、学校支援地域本部事業につきましては、教職員が子どもと向き合う時間を確保することがこの事業の目指す大きな目的であることから、地域の関係団体等に事業趣旨の理解を図りながら、全市的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、小学校における外国語活動につきましては、昨年11月に空知教育局が、また、12月に市教育委員会が研修会を実施したところであり、各小学校では、それを踏まえて校内研修を行い、現在、教育課程の編成をほぼ終えている状況でございます。

次に、確かな学力の向上についてであります。全国学力学習状況調査につきましては、国においては、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、生徒児童の学力や学習状況を把握分析し、結果を検証し改善を図ること。各教育委員会、学校等においては、全国の状況との関係において自らの教育の結果を把握し、改善を図ること。また、各学校においては、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の改善等に役立てることをそれぞれ目的に実施しているところであります。このため、各学校においては国や道レベルの調査結果を踏まえ、自校の児童生徒の結果を分析考察して、指導改善を図っているほか、各児童生徒に対し、自身の学力や学習状況を把握し、改善に役立てることができるよう、結果の個人データを配布している

ところでございます。このように、調査結果が各校に還元され、教育指導や児童生徒の指導に活用されることから、本調査を行う意義があるものと考えているところでございます。

次に、豊かな心の育成についてであります。学級活動や児童会、生徒会活動、クラブ活動等の特別活動は、望ましい集団活動を通じて、他者との関わりの中で、個性を伸ばし、豊かな心の育成に大きく関わるものと認識しているところでございます。教育委員会といたしましては、学校の全教育活動で行える道徳教育の中に、特別活動における豊かな心の育成の観点も含めて捉えているところでございます。

次に、健やかな体の育成についてですが、本市においては、大都会と比べて遊びの時間が確保されずらい状況には至ってはいないものの、子どもの数の減少とともに、屋外で遊ぶ子どもの姿は確実に少なくなっているものと認識しているところでございます。遊びを通じて子ども達が学ぶものは大変大きいことから、遊びやすい環境を整えていくことは大切なことであり、地域の教育力を高め、子ども達を地域ぐるみで育てていくことが必要であると考えているところでございます。

次に、信頼される魅力ある学校づくりについてですが、学校評価につきましては、個々の教職員を評価することが目的ではなく、開かれた学校づくりの観点から、広く地域保護者に情報発信しながら、学校教育を理解していただき、地域や保護者の願いや要望を把握しながら、学校改善に役立てるものと考えているところでございます。

次に、学校職員評価制度についてでありま

すが、この制度については、専門職としての教職員、個々の資質を高めることを目的として実施されているものであり、それぞれ一人ひとりが1年間の目標設定をしっかりと行い、それに向けた取り組みのあり方について、校長等から指導助言を受けながら進めていくものであります。このような取り組みの中で、校内におけるコミュニケーションが図られ、教育活動への意欲が向上していくものと考えているところでございます。

次に、国旗・国歌についてですが、学習指導要領の総則におきまして、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成すると述べられております。したがって、自国の国旗や国歌を適切に指導することにより、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する人間を育成することができるものと認識しているところでございます。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 幾つかもう一度質問いたします。

学力テストの問題です。各学校についての効果と言いますか意味合いを答弁されました。これは結果として、やはり、全国規模でしっかりテストをやったわけですから、その結果が各学校に、あるいは個々の子どもに還元されるという場面として出てくるというのは、それは当然のことかなというふうに思います。ただ、元々そういうことを各学校が求めている

たわけでは決してないと思います。テストをやったからにはそういうことをしなきゃならんということかなということだと思います。

それと、これは昨日の北海道新聞なんですけど、日曜日に本のことをいろいろ紹介する欄があります。現代読書ナビとかというタイトルがついていますけれども、そこで「まち場の教育論」という本と、「全国学力テストその功罪を問う」と、2冊の本が紹介されています。紹介している人は教育評論家の尾木直樹さんという人なんですね。その中で、学テの問題のことをちょっと紹介したいと思うんです。

これは「全国学力テストその功罪を問う」という、岩波で出した本についての紹介なんですけれども、全国学力テストのメリットデメリットを教育社会学的視点からとらえる、志水宏吉という人が著者なんですけど、全国悉皆調査は10年に1回でよく、途中5年目位に教育課程実施調査をやれば十分で、むしろデータ分析に力点を置くと主張する、政治主導のテストや競争のための結果公表は下位自治体の自尊感情を傷つけるだけで効果はなく、断固すべきでないと言明する。一部分ですけども、そういう紹介の仕方を尾木さんはしています。

もう一冊の「まち場の教育論」についても、いわゆる競争をあおるアメリカ流の新自由主義の考え方というものについては、これも教育にどんどん取り入れられてきたけれども、それは決して正しくないということでの紹介をされています。私はやはり、例えば大阪の知事の動き、あれはあれで評価される方もいらっしゃるかもしれませんが。私は全く反対だ

なという考え方で見ていますし、それから秋田県の動きとか、やはり、本来でないですね。元々文科省が考えていた調査の流れに沿ったものじゃない動きがそれぞれの自治体で勝手に出てくるということですね。そういう状況もあるわけで、そういう問題をはらんでいるという事は、既に40年以上も前に実証済みなんですね。ですから、これはやはりやめるべきだという事を改めて申し上げなければならぬということなんです。地方教育委員会としての判断というものが生きる場面でありますから、私は改めてそれを求めたいというふうに思いますのでお考えをお聞きしたい。

それから、豊かな心の問題では、特別活動の意義を認識されておられるということについては、それはそれで結構だというふうに思います。ただ、特別活動を大卒道徳教育の中においてという考え方は、やはり同感するというか賛成はできないという考え方なので、もし、何かありましたらお尋ねをしたい。

それから、教職員研修です。評価制度はということで教育長から答弁がありましたけれども、基本的には教職員の管理統制強化という意味合いがあると私は思っています。それは、管理統制下に置くべき場所として学校は最もふさわしくない場所なんですね。それは教育とか、学校のあるべき姿には完全に逆行するものではないかということです。むしろ信頼関係を基本にした学校という、教育長が述べられたそういう部分で是非追記をしていただきたいと思いますし、それから、何と言ってもさっき申し上げた、勤務実態ですね、積極的な改善を図っていただきたい。そうすることによって、研修をする気持ちのゆとり

が出てきて、やはり子ども達に還元できるいい勉強をしなきゃという気持ちになって、先生方が努力をされるのではないかというふうに思うんですね。教育委員会はぜひそういう条件整備に努力をしていただきたいと思えますけれども、その点はいかがでしょう。

最後に、日の丸・君が代の問題なんです、なかなか議論がかみ合いません。これは毎回そうなんですけれども。

1つだけお聞きしたいんですが、タイトルが「高校生からわかる日本国憲法の論点」という本があるんです。伊藤真という人が書いているんですけれども、伊藤真さんという人は、いわゆる法学者とかそういう立場の人ではありません。司法試験の予備校をつくったんです。これは大学の法学部から目の敵にされたんですけれども、ところが抜群の合格率で司法試験の合格者をどんどん出したという人で、いろいろ法律に関する著作を出しながら、今も教育機関、それから各地でいろんな考え方について述べるという活動をしている人です。この人の本の中にこういうくだりがあります。タイトルはこういうふうに書いております。「内心を表明しない自由、個人を尊重し、その違いを認める人権概念を支えるのが19条の思想及び良心の自由です。これは内心の自由とも呼ばれる重要な人権です。心の中で何を考えているかは人それぞれ違いますし、それは人間の人格を決める大きな要素ですから、この自由が認められなければ、個人を尊重したことにはなりません。いかなる思想や良心を持っていても、それについて国家がとやかく言うことはできないのです。とやかく言われる以前に、自分がどのような

思想や良心を持っているかを表明するよう国家から強制されることもありません。つまり、江戸時代に隠れキリシタンが突きつけられた踏み絵のようなものは許されない。それが沈黙の自由と呼ばれる権利で、憲法19条は、それも保障していると解釈されています。何を考えているかが表に出なければ、その考えを改めるよう強制されることもありません。沈黙の自由は、言わば思想良心の自由を守る為の防波堤のようなものです。」あとちょっと省略をしますが、「だとすれば、学校の卒業式や入学式のたびに問題になる、日の丸・君が代はどうでしょうか。例え法律で国旗・国歌だと決まっても、一人ひとりの個人がそれに対して、どのような考えを持つかは自由です。理由はどうあれ国旗や国歌として認める人もいれば、認めたくない人もいます。そして認めない自由は19条で保障されるので、その内心を表明する必要はないはずですが、しかし、君が代を起立して歌うことが全員に強制されれば、自らの良心に従ってそれを拒否することで内心が表に出てしまいます。つまり、日の丸・君が代の強制が国民に踏み絵を突きつけるのと同じ事で、沈黙の自由を認めた憲法19条に反している疑いが極めて大きいと考えられます。」これは伊藤真さんの考え方としてちょっとご紹介したんですけれども、私も、強制にあたるということは、憲法19条に違反していると、ですから、強制はやめるべきだということを改めて申し上げてお考えをお尋ねしたい。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、全国学習学力状況調査についてありますが、その実施目的により、各学校においては、国や道レベルの調査結果を踏まえて、自校の児童生徒の結果を分析考察して、学校改善プランを作成し、学力向上に取り組んでいるほか、結果の個人データが各児童生徒に配付され、自身の学力や学習状況を把握し、改善に役立てることができるとなっております。このようなことから、本調査を行なう意義があるものと考えているところであり、やはり、全ての子ども達の基礎学力を支えるという、公立学校の基本的使命に即して行われるものというふうに考えております。

次に、豊かな心の育成についてありますが、道徳教育は、教科指導、道徳指導、特別活動、総合的な学習の時間等全ての教育活動を通じて行えるものと考えております。特別活動は望ましい集団活動を通じて、他者との関わりの中で個性を伸長し、自己を生かす能力を養うことを目標としており、その活動における豊かな心の育成の観点も全教育活動で行われる道徳教育に含めてとらえているところでございます。

次に、教職員の研修についてありますが、教職員の研修は、専門職として自ら資質の向上を図ることが必要であると考えており、その機会の充実や環境づくり、情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、国旗・国歌についてありますが、卒業式や入学式において、適正に実施することは、あくまでも学習指導要領に基づき行われる教育活動の一環であり、また、それは強制ではなく、適切に指導するものであると考

えているところでございます。

●議長林 国夫君 以上で一般質問を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時55分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____